

# 第 3 1 回 三 番 瀬 再 生 会 議

## 議 事 録

日時 平成 2 2 年 9 月 2 1 日 ( 火 )  
午後 5 時 3 0 分 ~ 午後 8 時 5 0 分  
場所 浦安市民プラザ Wave 101

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 議 事 .....	2
( 1 ) 第 2 9 回 及 び 第 3 0 回 再 生 会 議 の 結 果 に つ い て .....	2
( 2 ) 三 番 瀬 関 連 委 員 会 の 開 催 状 況 に つ い て .....	3
( 3 ) 三 番 瀬 再 生 計 画 ( 事 業 計 画 ) 評 価 ( 案 ) に つ い て .....	3
( 4 ) ワ ー キ ン グ グ ル ー プ 報 告 書 に 対 す る 検 討 に つ い て .....	1 9
3 . そ の 他 .....	3 4
4 . 報 告 事 項	
( 1 ) 平 成 2 2 年 度 三 番 瀬 再 生 支 援 事 業 補 助 金 に つ い て	
( 2 ) 下 水 高 度 処 理 水 の 河 川 還 元 に つ い て .....	4 0
5 . 閉 会 .....	4 2

## 1. 開 会

三番瀬再生推進室 定刻となりましたので、ただいまから第 31 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

はじめに出席委員についてですが、蓮尾委員から、9 月 18 日に母親が亡くなられたということから、本日は欠席するとの連絡を事前にいただいております。

また、細川委員は 1 時間半ほど遅れると事前に連絡をいただいております。

なお、現在、委員 21 名中 15 名のご出席をいただいております。本会議の設置要綱第 6 条第 5 項で定める会議の開催に必要な委員の半数を充足していることを報告いたします。

続きまして本日の配付資料ですが、資料一覧を別紙により添付しておりますので、ご確認をいただき、不足等があればお申し出いただくようお願いいたします。

また、各委員には、いつものように青いホルダーに入れた「千葉県三番瀬再生計画」等を用意しております。

それでは、三番瀬再生会議の開会に先立ち、千葉県総合企画部理事の赤塚からご挨拶を申し上げます。

赤塚総合企画部理事 千葉県総合企画部の三番瀬担当理事の赤塚でございます。第 31 回「三番瀬再生会議」の開会にあたり、一言ご挨拶させていただきます。

まず、はじめに報告させていただきます。

三番瀬再生会議に地元代表委員として御尽力いただきました浦安市の岡本孝夫委員におかれましては、病氣療養中のところ、薬石効なく 8 月 14 日に御逝去されました。

ご案内のとおり、岡本委員は、平成 14 年 1 月に三番瀬再生計画検討会議 いわゆる円卓会議でございますが 設置当初より委員として三番瀬の再生に取り組んでいただきました。この三番瀬再生会議でも、平成 16 年 12 月の設置以降 3 期 6 年間にわたり委員を務めていただきました。この間、三番瀬再生計画の策定や実施計画に対して貴重なご意見をいただいたところです。また、岡本委員におかれましては、再生会議の個別検討委員会である三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の委員もあわせて務めていただいております。岡本委員のこれまでの三番瀬再生に対する多大な功績と御尽力に対し、この場をおかりして感謝申し上げる次第です。ここに岡本委員のご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、本日の主要な議題は 2 点でございます。

1 点目といたしましては、これも皆様ご承知のとおりでございますが、三番瀬の再生事業は、基本計画に基づいて平成 18 年度から 5 ヶ年を計画期間とする事業計画を策定して、各種施策に取り組んできたところです。本年度はこの事業計画の最終年度となります。そこで、これまでの 5 年間の振り返りまして、三番瀬の再生事業がどこまで進んだのかを検証するため事業計画の評価（案）を作成し、事前に皆様のところにお送りしたところでございます。本日の会議では、この評価（案）に対する皆様のご意見をいただければと考えております。

また、2 点目といたしましては、前回の再生会議で、ワーキンググループで検討を行った三つの課題、「ラムサール条約」「江戸川放水路」「グランドデザイン」について検

討結果の報告がございました。それに対する皆様からの意見をいただいたところです。本日の会議では、これらの課題について引き続きご審議いただきまして、各課題に対する方向性等を示していただければと考えております。

よろしく願いいたします。

## 2. 議 事

三番瀬再生推進室 それでは、これから会議に入ります。

会議の進行は大西会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

大西会長 第31回「三番瀬再生会議」ということでございます。

今、理事からも言及がありましたが、岡本さんが8月にお亡くなりになりました。あまり発言の回数は多くなかったかもしれませんが、要所要所で非常に的確にご発言いただいて、再生に向けて全体の方向づけをしていただいたように思います。大変残念です。心からご冥福を私からもお祈りしたいと思います。

それでは会議を進めてまいります。効率的な会議の運営についていつもお願いしていることですが、改めてお願い申し上げます。

会議については、今日は8時までということですので、それを守る格好で進めていきたいと思っております。ご発言については、ポイントを絞って1回1回の発言について1分程度でまとめていただくということをお願いいたします。当然、議題の進行に沿った内容でご発言いただくようお願いしたいと思います。

それでは議題に入る前に、会議開催結果の確認を担当していただく方を決めさせていただきます。今日は清野委員と川瀬委員をお願いいたします。よろしく願いします。

本日の議題は「次第」のとおりであります。「次第」に沿って議事を進めていきます。

### (1) 第29回及び第30回再生会議の結果について

大西会長 はじめに、第29回及び第30回再生会議の結果について、事務局から説明をお願いします。

三番瀬再生推進室 前回の第30回の会議概要を簡単に説明いたします。資料1の9ページからです。

中段の議題3「平成21年度事業実施結果及び22年度の実施方法等について」ということで、事務局から説明の後、意見交換を行いました。

その中で、9ページの一番下になりますが、下水高度処理水の還元放流についてデータを出してもらいたいという要望がございました。このことについては、本日、担当課から報告をすることとなっております。

また、10ページの中段の太字の「会長まとめ」の2つ目に「事業計画の点検を含めた整理を」ということでしたが、事業計画の評価案について、これも本日の議題とさせていただきます。

また、評価委員会の指示事項として、記載のとおり ~ の3つの評価をお願いしたところです。

次に、議題4「ワーキンググループの検討結果について」は、各ワーキンググループから検討結果の報告をして、意見交換をしていただきました。

「ラムサール条約」については、12ページの「まとめ」のところですが、「2010年度中に三番瀬全体での登録を目指すために努力するとともに、これが困難である場合は船橋地域の登録を目指す」ということを確認いたしました。また、プラットフォームを作って総合的な施策としてラムサール条約の登録推進を図っていくということを取りまとめとしております。

次の「江戸川放水路」につきましては、洪水時の被害、水循環という2つの問題点について引き続き検討するということになっております。

次に13ページの「グランドデザイン」につきましては、「会長まとめ」が一番下にございますが、ここに記載のとおり、基本計画との補完関係にあるという狙いの明確化や、グランドデザインの意義を整理しつつ取りまとめていく必要がある、また今年中に取りまとめという方向で作業を進めていくというまとめになっております。

なお、このワーキンググループの報告書については、本日、引き続きご検討いただくことになっております。

簡単ではございますが、前回の概要を説明いたしました。

大西会長 今、事務局から説明がありましたが、前回の会議の概要に関する内容の誤り、あるいはこの場で確認したいことがありましたら、ご指摘いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、内容について確認したということで先に進みます。

## (2) 三番瀬関連委員会の開催状況について

大西会長 議題(2)が三番瀬関連委員会の開催状況です。これについては資料2のとおりであります。6月30日が前回の会議ですから、7月、8月、9月までの会議の開催状況についてご確認いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは次の議題に進みます。

## (3) 三番瀬再生計画(事業計画)評価(案)について

大西会長 議題(3)三番瀬再生計画(事業計画)評価(案)について。これについては、まず県から説明をお願いします。

竹川委員 すいません。確認ではないのですが……。

大西会長 どの点ですか。

竹川委員 これから次の議題に入っていくわけですが、去る9月3日の県の本会議の中で、再生会議がかなり進んできているのだけれども、護岸は進んだけれども全体としては進んでいない、と。いわゆる行政改革の問題も関連するのですが、今、抜本的にいろいろな審議会等を見直す、と。三番瀬についても、あと3ヶ月で任期が切れるという節目になるのですが、県が今後はもっとイニシアチブを持ってやっていくのだ、と。そういう組

織の見直しについての発言があったので、これは3ヶ月後の話ですから、今後検討していくためには、少なくとも来年以降の問題を論議していくわけですから、県のほうからその辺の真意をご説明をお願いしたい。それだけです。

三番瀬再生推進室長　今の点につきましては、本日、議事と報告事項がございますので、それが終わりました「その他」のところで県のほうから説明させていただきたいと思います。  
大西会長　ということで、「その他」の中で予定しているということで、皆さんからも意見を聞くような時間を取りたいと思います。今日はかなり密度の濃い議論になりそうなので、効率的に進めさせていただきたいと思います。

それでは、県のほうからお願いします。

三番瀬再生推進室　「三番瀬再生計画（事業計画）評価（案）」を説明させていただきます。  
お手元の資料3をご覧ください。

事業計画ですが、平成18年から5ヵ年計画で策定しております。本年度は平成22年度で、この事業計画の計画期間の最終年度に当たります。今後新たにまた事業を考えていく上で、ここで1回この事業計画の総括をして今後につなげていきたいという趣旨から点検を行った結果です。これについては、前回、大西会長からも指示があったとおりでございます。

内容の構成ですが、資料をめくっていただくと目次があり、目次をめくると1ページに節評価の一覧表が載せてございます。これについては、基本計画は大きく12の節に分けて、施策ごとに今後の進むべき再生事業の方向性を示しております。事業計画はこの節に沿ってつくられていて、評価もこの節ごとにやっていくということで基本的に取りまとめを行いました。

下に表がございまして、「1節 干潟・浅海域」から始まりまして「第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組」という12節の中で、評価としては「部分的に達成された」「概ね達成された」「ほとんど達成されなかった」という3つの評価で評価しております。

なぜこのような評価になったかということですが、この評価（案）の24ページ、25ページをお開きください。24ページ、25ページは、現在の事業計画に載っているすべての事業を、事業ごとに何がどれだけできたかということで評価したものです。26ページ以降、それぞれの事業の個票を付けていますので、細かくはそちらをご参照いただきたいと思います。全体で事業計画の中には44の事業がございました。この節評価の一覧表を見ると再掲の事業もございますので44よりは延べ数としては数多くなっておりますが、44の事業の中でこの5年間に達成されたと見ることができる事業は22事業、約半数となっております。それから、「部分的に達成された」、全く進まないわけではないけれどもある程度完全に達成できたというところまでは行かなかったものは14事業ございました。「ほとんど達成されなかった」、ほとんど進捗が見られなかった事業は、44事業のうち8事業となっております。

第1節を見ますと、「干潟的環境形成の検討・試験」から4番目の「藻場の造成試験」まで四つの事業が入っております。この中で「部分的に達成されたもの」が3事業、「ほとんど達成できなかったもの」が1事業で、バラつきがございます。大体こういった内容で、平均する形で第1節の評価としては「部分的に達成された」と言えるのでは

ないかということで、1ページの評価になっております。

概ね各節ごとに、達成された事業や、ほとんど達成されなかった事業、いろいろございまして、ほとんどのものが節ごとに見ると「部分的に達成された」となるわけですが、6節と12節については「概ね達成された」という形ですが、また24ページ、25ページを見ていただくと、第6節あるいは第12節は、節の中に一つの事業しか掲げられていない。第6節で言えば「三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取組」。地元市等が行うまちづくりを県として支援していきましょうという事業ですが、これについては、この事業だけで見れば「達成された」ということが言えますので、この評価がそのまま節評価に生きてくる。また12節の「国、関係自治体等との連携による広域的な取組」という事業についても、例えば8都県市首脳会議とか、あるいは東京湾岸の自治体の連絡協議会とか、そういったあらゆる機会を使って広域的な取組を訴え続けてこの5年間まいりました。そういったことで事業としては「概ね達成された」ということで、節の評価も、この1事業しかないということで、「概ね達成された」という形になっております。

また、節の評価が「ほとんど達成されなかった」というところは第10節ですが、ここには2事業ございます。一つは「条例の制定」、もう一つは「ラムサール条約への登録促進」、この2つの事業はどちらもこの5年間ほとんど進捗が図られなかったということで、節の評価としても「ほとんど達成できなかった」という形でまとめております。

そういった形で節ごとに評価しておりますが、2ページ以降は節ごとの評価票を用意しております。全部の節について細かく説明する時間はないものですから、「第1節 干潟・浅海域」のところで説明させていただきます。

まず、「節目標」がありますが、これについては事業計画書をそのまま引用しています。

その下の「予算・決算」。18年度から21年度までは決算額を計上しております。22年度については、現在、年度中途ということで、予算額、今年度どれだけの予算がついているかということで載せております。

その下、事業の「実施結果」では、それぞれの事業がどこまでできたかということで、26ページ以降に個票がありますが、そのエキスを簡単にまとめております。事業としては、繰り返しになりますが、この節では4事業ございます。「干潟的環境形成の検討・試験」では、22年度（今年度）から市川塩浜2丁目護岸前面における干潟的環境試験を実施しています。これについては、6月の再生会議で実施内容についての説明をさせていただいたところです。そういったところも着手が図られているという形でエキスをまとめてございます。

その下に、「現状と課題・今後の方向性」という欄を設けております。これについては、事業が達成されたもの、達成されなかったもの、いろいろございますが、それぞれ置かれている現状を簡単にまとめて、その上で今後の方向性として今後どういうふうになるかという課題に取り組んでいくかという形でまとめております。

3ページに行って、「今後の方向性」が括弧でくくられておりますが、第1節については、干潟的環境形成試験を引き続き実施していく。そして、干潟環境の拡大等、多様な環境の回復を目指していく。また、汽水域の環境の創出については、可能性も検討していかなければいけないということがございます。それから行徳湿地の施設の整備につ

いての検討。藻場については、21年度に越夏が確認されておりますので、その辺のモニタリングの確認と自然再生サイクルの可能性を見極めるという作業を今後していかなければいけないということで、こういったことを今後につなげていきたいという観点でまとめております。

全部の節について一つ一つ説明する時間はございませんが、そういった形で、今回、節評価（案）という形でまとめて皆さんに事前に送付させていただいたところです。皆さんのご意見もいただきながら、今後の三番瀬の再生につなげていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

大西会長 県の説明が終わりましたので、意見交換、質疑応答に入ります。

質問、意見のある方、お願いします。

倉阪委員 三番瀬再生計画（事業計画）、これは県の計画としてつくって、5ヵ年で県のほうが責任を持って実施するという位置づけであると思います。その中で、ほとんど達成できなかったというものがこれだけある。これについては、県は恥ずかしいと思わないといけない。特に、「平成22年度見込含む」でほとんど達成できなかったという形で我々に認めてほしいということでしょうか。

具体的に言いますと、ラムサール条約の登録の話。ワーキングをやって、今現在、調整が進行中であるわけですが、ラムサールのところを見ますと、漁場再生が先なので登録促進は難しい状況です、と。これを今ここで我々に認めてほしいということでしょうか。別途ワーキングをやって、ワーキングの報告も私のほうからさせていただく予定ですが、引き続き今年度調整を進めて、12月に行われる再生会議において登録の範囲について決定するという議論をしているわけですね。そういった中でこういう書き方のものを出されて、「お認めください」と言われて、「はい、そうです」とは言えないわけですよ。

ほかのところも同じです。私が関係しているところでは湿地再生のところ。これは市川市と県が調整をしていきます、と。調整を待って実現化検討委員会のほうで具体的に進めていく。検討会においては、具体的なワークショップもやって、いろいろなイメージづくりはしているわけです。そういった中で、県のほうに球が今渡っていて、県のほうが調整しているはずですが、ここについて、平成22年度を含んでほとんど達成できなかったという形の事業評価を出されてきて、この場で認めるということをおっしゃるのでしようか。

あと、ソフト面の事業です。例えば再生クラブ。これは予算がついてなくてもできるわけですが、やろうと思えば、5年間、何をされてきたのでしょうか。

大西会長 今の点について、県のほうから答弁をお願いします。

三番瀬再生推進室長 ラムサールであるとか湿地再生につきまして、今、ラムサールについてはワーキンググループで検討もやりまして進行中である、あるいはまた湿地再生につきましても市川市と県が調整していくということで進行中であるということはおっしゃるとおりですが、いずれにいたしましても、5年間の事業計画が一応今年度で終わりました、来年度以降、新しい事業計画をつくっていくということで、ある一定の段階で評価をしなければいけないということで、今回たまたま今の段階で評価をせざるを得ないということで、今の現状の中で記載させていただいたところです。ですから、今後の状況



によってはこの内容が変わっていく可能性もあるということでございます。

再生クラブについてもご意見ございましたけれども、確かに事業計画の中に再生クラブはございますが、県のほうでも何もやってこなかったわけではなくて、こういった形ができるのかということでこれまでもいろいろ検討はしてきているところですが、そういった中で具体的な形を見るまでには至っていないということでございます。

倉阪委員 少なくとも「平成 22 年度見込含む」という形でこれを認めるわけにはいかないと思っております。したがって、「平成 22 年度見込含む」というものはすべて取っていただいて、9月段階の今の現状を中間的に評価をしたという文章にさせていただきたい。達成できていないところについては、今年度、可能な限り達成するように引き続き努力をしていただきたいと思います。

大西会長 今の問題ですが、これは今年度で事業計画が切れるということで、更新するために今年度中につくって来年度4月からスタートする。前は年度の終わりにつくったという経緯がありますが、それは特別な事情だとすれば、ルーチンとしてはそういうことになるということで、論理的にはどこかの時点で切って評価をしているわけで、それが9月ということですか。ということですから、そこを明記して、次の計画の中に。だから、次の計画も、4月1日から始まるとして、実際につくっている時期は、もうちょっと手前で作っているということですから、その辺の時点の関係がわかるようにすることと、そういう意味ではまだ不確定要素、半年間これから努力をするということを含めてあるので、その辺が誤解がないような書き方にするということについて、いかがですか。

三番瀬再生推進室長 そういった形で考えたいと思います。

三橋委員 第6節の「三番瀬を活かしたまちづくり」、概ね達成されたというのですが、私の判断では、ほとんど達成されなかったのではないかと思うのですが。たまたま今日、関係4市の方がいらっやっています。浦安から習志野まで順番に、何が達成されたとお考えですか。お話を伺わせていただけますか。

三番瀬再生推進室長 4市の方にいま意見を求められたのですが、そもそもこの事業計画は県の事業計画でございまして、県ができること、やるべきことを事業計画にしたものですので、4市の事業はこの中に入っておりません。ですから、県ができる範囲でやった結果が概ね達成されたという形で評価したものでございます。

三橋委員 どうもわからないんですね。だって、県の事業だからと言ったって、これ、4市が関連しているわけでしょう。4市が「達成された」という認識をお持ちなのかどうか。この評価でいいのかどうかという認識を確認したいということです。私は、何もやってないんじゃないかなと。「会議をやりました」というのは達成じゃないよね。そう思うのですが。

大西会長 では、もう一度、第6節について、何が目標で、何を根拠にこういう評価をしたか、県から説明していただけますか。

都市計画課 「概ね達成された」と評価されているのは何が達成されたのかということですが、詳細は58ページに記載しております。事業計画の目標は、「県と地元市との協議の場の設置」と「まちづくりの支援」となっております。県と地元市との協議の場の設置としては、県では地元市と定期的な意見交換会を行い、まちづくりの支援としては、各市に

おけるまちづくりの取組状況を確認し、必要に応じ広域的な都市計画の観点から助言を行ってきたところです。

三橋委員　　ちょっと、この部分はしつこくやりたい。

三番瀬は何のために再生するのか。まちづくりでしょう、結論は。もう一度4市の方に意見を求めてくださいよ。取り組んだのは何なのか。報告書があるのですか。いつどういう会議をして、どういう取組をして、各市がどういう理解をして、今どこまで進んでいるのか、これからどう進めているのか、一切ないじゃないですか。

大西会長　　もう少し詳しく評価のところを説明していただけますか。

三番瀬再生推進室　　第6節の評価ですが、今回はあくまでも事業計画書に対する評価という形でやっておりまして、まちづくりそのものの評価をしているわけではございません。第6節「三番瀬を活かしたまちづくり」という節があるわけですが、この中で事業計画の事業として掲げてあるものは、「三番瀬を活かしたまちづくり」に関して、5年間の計画期間の中で県として取り組む唯一の事業として計画に取り組んだということで58ページに事業評価票がございます。「三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取組」、その事業内容としては、「広域的な観点から県と地元市との協議の場を設置するとともに、各市が行う三番瀬を活かしたまちづくりを支援する」という形です。その「実施結果」をご覧いただくように、協議の場をつくり、必要な助言・指導を行ってきたということで、この事業の計画書に盛られた事業に対しての評価としては、県としてできることはやり切ってきたということで「概ね達成された」という評価をしております。まちづくり全体が達成されたとかそういうことでこの評価になっているということではございません。あくまでも今回は、事業計画書に盛られた個々の事業がどこまで達成できたのか、果たしてその事業計画に書かれていたとおりできたのかという観点での評価をしているということでご理解をお願いできればと思います。

三橋委員　　時間がないから、もう一言だけ。

こういって「達成された」というので済むのだとしたら、何もやらなくても済むことになっちゃうんじゃないの。ですから、もう一度言います。各4市の方、何が達成されたのか、その辺の理解をなさっているのでしたら、一言ずつで結構ですから、お願いします。

大西会長　　もしオブザーバーの方からこの点について発言があれば、お願いします。強制はしませんから。

市川市　　今、県の方がおっしゃったように、これは個々の各市の事業の評価をしているのではないと思っています。県が当初想定した計画の内容が、これが元々レベルが低かったのかとも思うのですが、そこまではある程度できたのだと。それはほかの項目もみんなそうだと思いますよ。三番瀬の再生ができたかできないかとかいうのではなくて、ここに書かれている事業の計画の内容、予定していたものができたかできないかの判断をしているのだというふうに私は理解しております。

浦安市　　「三番瀬を活かしたまちづくり」というのは、具体的な事業計画は我々としては示されていなかったのかなと思っています。ここで掲げられている「地元市との意見交換会」というのは、確かにこれまでやってきておりますので、これの協議の場というのはあったと思っています。各市それぞれ事情が違いますが、浦安市は浦安市の独自のま

ちづくりを進めてきておりまして、この間、まさに都市計画の変更をしておりますし、環境学習施設用地を確保したり、護岸及び緑道の整備とか、そういうものについての検討を進めてきておりますが、これは必ずしも三番瀬再生の事業計画に位置づけられた計画ではなかったと思っております。

船橋市 先ほど県のほうから説明がありましたが、この事業計画の中の意見交換会は確かに行われております。その評価ということですが、これがどの程度の協議の場だったかというのはいろいろ評価があると思っておりますが、こういった意見交換会が行われた。その部分においては、実施されたというふうに受け取っております。

習志野市 先ほど県の説明がありましたように、元々、事業計画に掲げられた目標については達成できているのではないかというのが習志野市のほうの見解です。具体的なまちづくりについてのアクションについて、ここの事業計画の中には示されておりませんでしたので、習志野市自体がこれについて何か取り組んでいたかということ、その点についてはなかったわけです。ただ、目標自体がここにありましたので、それについては達成できたのではないかと思っております。

三橋委員 納得できない。もう一言だけ。

58 ページの「現状と課題・今後の方向性」に「都市計画に関するものは特にありません」と。まさに県のやることはここですよ。「特にありません」ということは、何もなかったから何もやらなかったと、そういうことですか。

もう一つだけ。「必要に応じ、支援を行います」。これからやるということね。

答えは要りません。

大西会長 今、三橋さんが指摘したところは、「今後の方向性」というところですね。私もそこは非常に気になっているのです。下のほうは「必要に応じ、支援を行います」と、これまでやる、今後やるということでしょうから、それはパンチがあるかどうかは別として、こういう書き方もあり得るかもしれません。課題については「都市計画に関するものは特にありません」と書いてあるのですが、例えば市川塩浜については、現在、工専になっていると思うのです。海岸保全区域が設定されて護岸が整備されれば、土地利用が変わっていく可能性もあるわけです。用途地域については今のところまだ県の決定事項ですから、これはまちづくりについての非常に大きな課題だと思います。ほかにも挙げていけばそういうものがたくさんあると思いますが、今のは代表的なものですが、そういうことがあると私は認識するのですが、「特にない」というのはどういう意味かと思えます。いかがでしょうか。

都市計画課 課題がないということですけども、市と県が今後の都市計画をどういう進め方をするかという意見交換会の中で、今、会長から構成云々の話がありましたが、それに向かってどう対応していくかということでの概ねの市のまちづくりに関する方向性がありますので、そういう中で進むべき方向性があるのかなということで、特に問題点がないと認識して記載してございます。

三橋委員 時間がないから、もうやめます。

大西会長 今のところは説明が大分補足が要るような感じであるので、補足が要らない格好で記述してもらおうということも必要だと思いますので、ご検討いただきたいと思えます。

木村委員 大上段に「活かしたまちづくり」というのではなくて、結局やったことは意見交換

会でしょう。だから、意見交換会を達成したということだと僕は思うのです。そういう表現で大業的に「まちづくり」とするから、そんなことはやってないんじゃないかということになってくるのですね。そこまでまちづくりと言うのだったら、もう少し明確なまちづくりができたかどうかということをする。実際にやったことは、取組状況の確認が意見交換会でしょう。それを達成したと僕は理解しているんですけどね。表現を変えるべきだと思います、「まちづくり」は。

大西会長 県の立場に立つわけではないけど、この事業計画そのものは、我々も提案して、県が最終的に決めたわけですから、この事業計画の文言については我々にも責任があるわけです。第6節はこういうタイトルになって、具体的にやることは皆さんの青い資料の中にもありますが、限定されたことを5年間でやろうということなのですね。その中で、今おっしゃった協議の場だけでなく、各市が行うまちづくりを支援するというのもあって、これは抽象的で、何をどう支援したかが説明がなかったのですが、「やった」と言っているのです。協議だけでなく支援と二つやったのだというのがこの文章の意味です。だから、看板に偽りありだということになると、看板を掲げたことについて我々も責任があるので、ここでいきなり看板を「あれはおかしい」と言って変えるわけにもいきません。大きな看板の中に小さい表札があって、それについて今議論していると言えるかもしれない。

ほかの点もあると思いますので、また必要があればここに戻るとして、ほかの点も含めて、ほかの方の発言を。

遠藤委員 今、事業内容の評価ということで話がありましたが、基本計画の中に「再生の目標」と「達成イメージ」というのがあったわけです。一つ一つの事業としては、確かに「ここまでできました」という報告だと思うのですが、いわゆる目標と達成イメージのそれぞれの項目に、これらが達成された内容がどの程度結びついて、どの程度再生に関連していくのか、そういう視点からまとめていただけると、もう少しわかりやすいと思います。特に基本計画の中には目標と達成イメージというのが明確に出ています、それに伴っている事業が出てきたわけですが、その事業がそれぞれのところのどの項目に該当してきて、どういう効果が期待できるものとして関連づけられてきたかといったことをあわせて説明していただければありがたいと思います。

例えば護岸等については、確かに形はできていますが、果たして多様性といったことがそれに関連した機能として成果が上がってきているかどうかということについては、まだ途中段階にあるわけです。ですけれども、大きな目標とイメージに沿ってきているので、そのイメージと目標に対してどこの事業がどこまでこれに関連して成果が上がってきているかということに関連づけてまとめていただけるとわかりやすいと思いますが、いかがでしょう。

大西会長 今の点についてはどうですか。

三番瀬再生推進室長 今、目標と達成イメージという話がありましたが、基本計画の中に五つの再生目標があり、それに対して基本計画の中でも達成イメージというものが掲げられていますが、今回評価しているのは5年間の事業計画のほうでして、事業計画のほうでは、それぞれの節ごとに目標がございしますが、達成イメージといったものは記載されておりませんので、節ごとに設けられた目標に対して実施結果をここに記載しておりますし

て、その結果、三つの区分により評価して整理しているということでございます。

大西会長　　今、遠藤委員がご指摘になったのは非常に大事なことで、ちなみに第6節、さっきから議論になっている「まちづくり」のところは、皆さんのお手元に基本計画があると思いますが、その23ページが「三番瀬を活かしたまちづくり」の節であります。ここには、1～4項目に分けて具体的なまちづくりの内容が書いてあるわけです。例えば市川側では、「三番瀬、市川塩浜駅周辺、行徳湿地一帯の自然環境の連続性を持った海と水に親しめるまちづくりをする」というふうに書いてあって、つまりこれに照らして地元との協議あるいは支援が少しでも進んだかという評価をしないと論理的におかしいと思うのです。だから、何回か協議を行ったという事実と、何らかのまちづくりの支援をしたというのでは、どの方向のまちづくりかはわからないので、まちづくりの方向については県が決めた基本計画に示されているので、これに照らして前に進んだのかどうかという観点が要ると思うのです。そういうのがあまりにも淡々としすぎているので、伝わらないということですかね。遠藤委員はそういうことを包括的に言われたのだと思いますが。

吉田副会長　　大西会長からご指摘があった基本計画のところに戻って考えますと、今書かれている評価の順番がやっぱりおかしいのではないかと思います。「節目標」「予算・決算」「実施結果」があって、その部分について評価して、基本計画に立ち戻ってみて、何が抜けているのか、それで「現状と課題・今後の方向性」というふうを書くのであればいいと思うのですが、わかりやすいように書いたのでしょうか、「評価」が最後に来ている。そうすると、よく説明を聞かないと、「三番瀬を活かしたまちづくり」という一番上に書いてある目標が概ね達成されたというふうで誰かが読んでしまうわけです。ですから、22年度までの計画期間の評価というのを入れるのであれば「実施結果」の次に書いて、「現状と課題・今後の方向性」については、やはりまたこれもこれではいけない。これは22年度までの事業計画のものをもう一度繰り返して書いているに過ぎないのであって、基本計画に向かって進むためには今後もう少しどうしたらいいかということ、こここそもうちょっとチャレンジングに書かなければいけないところだと思うのです。そういうことができるのであれば、22年度までは、低い目標と言ったらいけませんけれども、22年度までに県としてやれると思った目標については概ね達成されたのだけれども、基本計画に向かってはまだまだ達成されていない、だからこうすべきであると考えている、という書き方であれば皆さん納得すると思うのですが、最後に「評価」が書いてあると、節の一番上に書いてあるところが達成されたというふうで誰かが読んでしまうだろうと思います。

大西会長　　その点はいかがですか。これも大事な点だと思いますが。論理的には、5年分の「実施結果」の後に「評価」が来るということですかね。事業計画全体が実施の結果言っているわけで、その後に「評価」が来て、「現状と課題」については、それを踏まえて大きな基本計画の目標に照らして、次に何をすべきかということも念頭に置いて書かれるべきではないかと。

三番瀬再生推進室長　　今の書き方の構成といたしますかそこら辺ですけれども、実は、これをつくるにあたりまして、事務局内部でもそういう形がいいのかなという話もございました。ただ、途中で「評価」が入ると非常に見にくくなるということがありまして、最後に

「評価」の欄をもってまいりましたが、「実施結果」の後に「評価」をして、その後さらにまた「現状と課題」があって「今後の方向性」という形のほうが適当だということであれば、そういった形にまた改めて整理をしたいと思います。

大西会長　ほかにご意見どうぞ。

後藤委員　ちょっと視点を変えますが、例えば2ページ、3ページですが、「干潟・浅海域」の中で、行徳湿地については3ページに「行徳湿地については、引き続き導流堤改修工事を実施するとともに、干出域の拡大や汽水域化を図る施設整備について検討していきます」とただこれだけ書いているのですが、実はもうちょっと細かいことを実際に事業としてはやっていて、導流堤を例えば5つのパターンで造ってみて、少し土を入れたところがどういうふうになっているかモニタリングしていて、例えばトビハゼの小さいのがついたとか、実際にやった事業に対して明確にある程度出てきたものがあるはずなので、それがみんなにわからないと、次のステップとして、抽象的な方向性を書くのではなくて、ここまでは実験できたのですよとか、そういうことがきちっと書かれないと、判断のしようがない。方向性といっても非常に抽象的で、何となく方向としてはやっていますと書いてあるのですが、今までの結果を踏まえて次はどういうことをやっていくのかというのを整理しないといけないのと、例えばこれから22年度内に何が達成できるのかというのをある程度見込みながらきちっと書いておかないと、22年度の評価にはならないわけです。例えば護岸は何mぐらいできますとか。

もう一つ、市川護岸のところも、角に砂つけ試験をやって、その環境がどうなってきて、護岸の中で海と陸の連続性とかそういうもので実験をやっているわけですから、それがどういう状態にあって、そういう具体的なことを書いていかないと、何となく抽象的な評価だけで終わってしまう。22年度どこまでやって、それを踏まえて次年度にはこういう課題が残りますよと、事業としてやってきたことはきちっと書かないと、事業の評価に結びつかないのではないかと思うのですが。

大西会長　今は、終わりのほうにあるそれも踏まえてのご発言ということですか。

後藤委員　そうです。そこにしか書いてないです。

大西会長　では、事務局からお願いします。

自然保護課　先ほどご指摘のありました導流堤の工事などにつきましては、この資料28ページの中でできる限り詳しく書いたつもりであります。工事につきましては、今、形として目に見えるものですが、今後、行徳湿地をどうしていくか、これについての検討は、いろいろな観点から協議会の中でいま意見をいただいていますので、どうしても「今後の方向性」などについてはこういう書き方になってしまうのかなと考えております。

後藤委員　例えばこれは、導流堤の工事を何mやりましたよとしか書いてないわけです。ただその中で行徳湿地ワーキングの中で提案してやったことというのは、護岸の形状を5種類つくって、盛り土をしたものとか、そういうもので海と陸の連続性をできるだけつくるように議論しながら実際にやっていただいたので、むしろそれは評価すべきことであって、「実施結果」には、そういう試みをやりましたよ、それを今モニタリングしていますよということを書いてないですよ。むしろ積極的にそういうことは書いていただいたほうがはっきりするんじゃないかということです。

自然保護課　今、委員からご指摘がありました形については、書き込むことは可能ですので、

そういう形で対応することはできます。

後藤委員 「海と陸との連続性」のところですが、市川の護岸についても砂つけ試験をやりましたと。砂つけ試験をやって、何ヵ月後にこういう状態になっていますよということは、やはり県民の皆さんにも知っておいてもらう必要がありますので、こういう生物が定着しつつありますということもきちっと書いておいたほうがいい。そうしないと、これを読んだ人が全然イメージがわからない。実際、事業を一生懸命やってきて、せっかく評価するわけですから、積極的に県として委員会も含めて提案してやってきたことはきちっと書いて、これが将来どうつながっていくかということも含めて具体的に書かないと。例えば、今後、護岸改修を進めるにあたってそういう場所をできるだけつくっていきま、海と陸との連続性とか、生物が定着するもの、そういう場所を目指しますということを書かないと具体的な方向性にならないのではないかと思いますので、その点も市川の護岸についてもお願いしたいと思います。

大西会長 全体の書き方のタッチですけれども、主要な結論、到達点についても書いておく必要があるのではないか、と。事業をやった、予算を使ったということではなくて、どういう成果があったのかということも、字数の制約はおのずからあると思いますが、その中で書けるものについて記述するというところでお願いします。

倉阪委員 提案ですけれども、事業計画に対する進捗を書くだけでは、この5年間、再生会議がどういうことをやってきた、どういう成果があったかというのを外の人に説明するにも多分不十分ではないかと思うわけです。したがって、基本計画に立ち戻って、基本計画の中でここはここまで進んだよというポジティブなところをちゃんと説明ができるような資料をちゃんとつくっておく必要があるのではないかと。そうでないと、これだけ県の予算を使って、これだけ我々も自分の時間を使ってこの再生会議に取り組んできた成果が人に伝わらないと思うのです。したがって、次の会議までに基本計画に照らしてどこまで進んできたのかというような文章をぜひとも作っていただきたいと、私は提案させていただきます。

清野委員 千葉県の方のこの三番瀬に関しての取組姿勢なのか、それとも全体に関してかというのは難しいのですが、少なくともこの件に関しては蓄積型の資料の取りまとめはされていないと思います。つまり、これの文書が残っていて、今後、今の担当の方の次のもっと先の世代の人がこの文書を見たときに、当時何が課題で何ができなかったのかとか、そういうことが全然わからないと思うのです。私は、千葉県のほかの事業でそういうところまで丁寧に書き込んだ報告書とか、県の職員の方による論文とか、そういうものを見せていただいていますので、今回のこの内容については、要領よくカード形式でまとめられたつもりかもしれませんが、後になってあまり評価される資料にはならないと思います。こういう難しい事業をその当時には突破できなくても、時代状況が変われば、きちんと記録が残してあれば、何十年後の職員の方や地域の方がそれを手掛りに再生の道につなぐことができるのです。実際に各地の自然再生とか地域の再生は、過去の資料がきちんと残っていて、当時何ができなかったのかを指摘した文書があれば、それを手掛りに進んでいっています。ですから、千葉県の方も、特に三番瀬のご担当の方は何代も代わって大変だと思えますけれども、そういう視点からもう一度丁寧な書き込みをしていただきたいと思います。

もう一つは、先ほど後藤委員のご指摘もありましたけれども、どうも再生推進室のほうで、各部局からきちんとした情報を上げていただいてまとめ切るだけの情報とか組織のつながりを現在つくられていないような気がします。それは、指示書を出して、この字数で大体入れてくださいというフォーマットによるものか、それとも普段の連携の関係かわからないですが、それが仮に改善されない場合の対策としては、各部局が事業をやったときに、何々調査とか何々工事に関して、要するに税金を使ってそれを検証するときの資料があるはずで、報告書とか、設計上の問題とか。その資料を廃棄せずに残してください。それは例えば時期が来たらこの公文書の保存期限が過ぎたから消すのではなくて、これに関わる調査とか工事記録は残してください。達成できなかったものに関しては、将来の人がそれを見てできるようなものを残していただけたらと思います。

以上です。

大西会長　ほかにありましたら。

本木委員　45 ページの「水・底質環境」の部分についてお尋ねしたいのですが、総括的に全部目を通した中では、これまで議論があったように、5年間の評価については若干具体性に欠けていて理解できない部分が多々あるのですけれども、私はこれまでも年間総括の報告の中で何回も質問させていただきまし、知事がおいでになったときも同じように、ユニークな活動だということで、高度処理水の飯山満川あるいは長津川へ還流しているという部分について、還流した結果がどうなったのでしょうかという質問は何回もしています。実は今回これに絞ってお尋ねしたいのですが、別紙に資料8として「下水高度処理水の河川還元」という資料がついていましたので、あえて質問させていただきます。

45 ページにもあるように、この事業の目的は平常時流量の確保という部分が一つ、もう一つは水質の改善という部分があったはずであります。この資料8によれば、何日間放流しました、放流の水量は何m<sup>3</sup>でしたというのはあるのですが、では水質のほうはどうなったのか。水質のほう、これは放流した日にちが少ないからかもしれないのですが、どうもこれだけではよくわからないのです。今、還元した効果の部分についてもちょっとわかりやすく説明していただける方法はないのだろうか。それから総括の中に「河川水質の改善状況を見ながらこれから協議していく」ということがありますので、やはり進めていく場合に、県民・市民がよく理解できるような総括の方法をしていただきたかった。これだけは申し上げておきたいと思います。

宮脇委員　先ほどから出ているまちづくりの部分の課題のもう一度繰り返しになるかもしれませんが、基本計画書によると、ちょっと読みますと、「市民と協力・連携して景観に配慮した三番瀬にふさわしいまちづくりを進めていく」とあるのですが、先ほどらいから、「まちづくりは不十分ではないか」ということに加えて、「景観に配慮する場所である」という認識がどうも不十分なのではないかと思われ。これは公務員の方々皆さん一般的にそうなのですが、意識レベルの上で十分やってこなかったテーマでして、これについてまず取り組むという姿勢をこの評価書にどう記載するか云々ではなくて、まず意識を持っていただくというのが最大の課題のように感じておられて、具体的な護岸の部分もそうなのですが、護岸の工事、事業計画を進めて設計が進んで今工事が進んでいこうとすると、具体的に「では景観の整備をしよう」と提案しても、それは予算



がないからということで具体的に実行できないわけです。

こういう問題というのは、あの場所をどういう仕様にしなければいけないのか、その位置づけが非常に曖昧であると通常の標準仕様になる予算しかつくられていけないと思うのですが、これは県の事務局によると「国の補助金をもらっているから」ということになると、国のほうも景観に対する配慮ということを求めていかない限りその仕様になっていかないというのが現実の現場の状況でして、まちづくりと護岸の仕様のところは基本計画の理念に沿って事業化されているのかどうか、その課題については意識していただきたいと思います。特に海岸保全区域に対しては、景観法で言えば景観重要公共施設に相当するようなグレードのものが設置されるべきと思われるので、市とともに県が協力して最終的にいい護岸ができるということからまちづくりをスタートしていただきたいという課題を持っております。

松崎委員 私は、この資料をこの場で見て、わからないところを質問しますね。この資料を私は持って帰って、友人なり何なりに見せたときに、私はラムサール条約のワーキンググループにいますが、「ほとんど達成されていない。おまえ、何やってるの。」という話になりますね。この辺が非常に不親切なのと、それから、今皆さんは貴重な意見をおっしゃっていますが、それに対してどうするのですかというお答えがないのです。この資料じゃおかしいよ、だったら書き換えますとか、一問一答しちやいかんのかなと思うのですが、返事がないんです。何かふん詰まりみたいな感じがしてしょうがないんですよ。何か言っても黙っていられちゃうので。「三番瀬を活かしたまちづくり」について概ね達成と、先ほども出ていましたね。これを見ると、「地元市と意見交換したことが主に達成なのかい。」ととられてしまうのです。今お聞きすると、こういうことだよというのはわかるのですが、ではこの場にいらっしゃらない大勢の方がいらっしゃいますが、この方にどうやって説明するのですかという話なんです。

沈黙しないでください。返事をくださいということをしているんです。

私は何年かこの会に参加させていただいていますが、それがいいんですよ。言ったきり、言われっぱなしみたいなのところがあるので、これを何とかしないと、会議になるのかいという感じがするのです。これを書き換えるのか、しないのか。先ほど、評価が一番下だよ、これはちょっとまずいかもしれないということをおっしゃっていましたね。これについて書き換えるのですか、それともどうするのですか、ということをお聞きしたいのです。

大西会長 沈黙というのは、議事運営の問題もあって、今、委員の方の意見を聞いているので、最後に再生会議としての一定のまとめをして県に申し上げる。それに対して県がどういうふうに改善するかということになると思いますが。

委員の方から、よろしいですか。

吉田副会長 17ページの「8節 環境学習・教育」のところをちょっと言わせてください。

評価は「部分的に達成された」でいいと思うのです。私自身も関わっていることですが、完全に達成されたとは思っていませんし、それなりに検討委員会を設置してやってきたことは確かです。

そこで、ここをもうちょっと丁寧に書いていただくとすれば、委員の方は机の上にある事業計画の40、41ページに5年間の目標が書いてあるのでそれをご覧いただくとわかり

やすいと思うのですが、目標は、1、2、3と書いてありますが、「検討委員会の設置」「人材育成」「環境学習・教育活動の支援」ということですのでごく曖昧な書き方のものですが、「実施結果」の部分の5ヵ年のところはもうちょっと具体的に「『三番瀬環境学習施設等検討委員会』を開催し、意見を聞きながら以下の事業を進めました」ということで、三番瀬を活用した環境学習の内容、環境学習を担う人材育成のシステムづくり、環境学習のための施設のあり方や場の提供について実際に検討したわけです。それをもとにして評価としては5ヵ年では部分的に達成されたということだと思うので、その辺の具体的な部分も書いていただきたいと思います。

その上で今後の方向性ですが、まちづくりについて随分強い意見が出ていましたが、「環境学習・教育」のところはまちづくりのところまで行っていないで、これを決めるときにはまだ環境学習施設というのはあまり具体化していなかったのここまでしか書けなかったのですが、だんだん具体化していっている途中です。そういうことを考えると、今後の方向性として「まちづくり」に書いてあるのと同じぐらいの書き方。例えばで言いますと、「地元市との協議の場を通じ意見交換を実施し、広域的な視点から必要に応じ支援を行います」と、そのぐらいのことはぜひ書いていただきたいと思います。もう既にそういう環境学習施設の検討を進めている市もありますし、これから進めていかれるところもあると思いますが、各市の施設はどういった特色をもっていかとか、そういったお互いの意見交換が必要だと思いますので、それを県に音頭を取っていただくことが必要だと思いますので、そういった今後の方向性を入れていただけたらと思います。

大西会長　いろいろ評価について意見が出ましたので、個々のご指摘についても改善していただきたいと思います。

大きな話としては、書き方の基本姿勢と申しますか評価の基本姿勢ということですが、基本計画の34ページに「三番瀬再生の推進方法」というところがあって、ここにPDCAのことが図解されています。今、「Check」という評価をやっているわけです。今までの皆さんのご指摘は、このチェックが、事業計画、あるいはそれをブレークダウンした実施計画ができたかできないかということにかなり限定されているのではないかと。ただ、これを見ると、評価の対象となるプランは基本計画と事業計画というふうに二つ「Plan」の上のところに乗っているわけです。だから、5年間の事業計画がどうだったのかということだけではなくて、その事業計画の実施を通じて基本計画が達成されつつあるのかどうか、こういう観点から評価しないといけないということを県が言っているわけです。そのところが見られないということで、非常に事務的な、ある予算事業があってそれが消化できたかどうかというふうに受け取られかねない整理になっているのではないかと。

これが各委員から共通しているところだと思いますので、先ほどの「評価」を「実施結果」のすぐ後に入れて、「現状と課題・今後の方向性」というのは、5年間の事業の結果を基本計画に即してもう1回再整理する。もしそれが「三番瀬の再生」という大きな目標から乖離しているということになれば、基本計画に対して何かここでチェックするという必要になると思うので、そういう意識を持って書き込んでいただきたいと思います。そう書いていくと、上のほうについてもおのずからそうした基本計画の指し

示している方向に即して事業がどういう成果を上げたのかということが書かれることになると思うので、そういう観点で改善をしていただきたいと思います。

会場からも意見があると思いますので、お伺いしたいと思います。

発言者 A 市川の A です。

先ほどのまちづくりとの関係で、まず 57 ページ。

今までずっと県が言われたのは、まちづくりは海と陸との連続性と護岸だということ言われて、特に市川市の市有地をめぐっては再生会議でワーキンググループまでやったんですね。こういうものをつくっていいじゃないかという具体的な案も、1 案、2 案、3 案とつくってやったわけですが、少なくとも一般の人は公募して 30 数名集まって、再生委員の方にもご協力いただいて、県の職員の方も、約半日かかっているんことをやったのに、最終的には何と「ほとんど達成されなかった」と。ただお金だけは 5 年間で 4,000 万は使ったよと。こういうことであれば、一体なんで公募してわざわざワーキンググループをやって……。僕たちも、市川の市有地を使った陸と海の連続性をつくるためにという形で 30 名も集まったのに、こういう評価をされるのであれば、これからますますそういうことに対する協力はなくなっていくと思うのですが、そういう点についてどういうお考えなのかということが 1 点目。

2 点目、同じく連続性の問題で、いわば護岸ができて海岸線が広がったわけですね。海岸線が前よりも手前に来て広がったら、連続性なり、いわゆる環境保全に活かすようにその広がった土地は利用されればいいわけですが、広がったにもかかわらず全くそれが利用されていないということであれば、一体何のために海岸線を移動してやったのか。

以上 2 点です。

発言者 B 市川から来た B です。

私は、第 10 節のラムサール条約を含む制度の問題について、先ほど倉阪委員から質問がございましたが、それと関連して、9 月 3 日に民主党の船橋選出の田中明議員がこの三番瀬問題をほぼワーキンググループの内容に沿って質問されていると僕は理解しているのですが、それに対する知事の答えは、今のことと関連するので、長くなるけど読みます。まず三番瀬全体の登録については、「三番瀬は東京湾の奥に広がる自然環境の豊かな海であり、千葉県之宝でございます。三番瀬のラムサール条約登録にあたっては、周辺の浦安市、市川市、船橋市及び習志野市の住民など地元の関係者がどのように考えるかということが大切だと思います。」。引き続いて追加質問に対して、「三番瀬のラムサール条約の登録については、本年 6 月 30 日に開催された三番瀬再生会議での結論も踏まえ、まず三番瀬全体登録に向けて地元の意見を聞きながら関係部局が一体となって取り組んでいきます。」と、これが知事の答えです。それから船橋の部分登録というか地域登録については、「今後とも環境省と連携しながら、三番瀬のラムサール条約登録に向けて地元関係者との調整を進めてまいりたいと考えています。」、もう一つあって、「また、市川航路から東側の水域部分を先行して登録することについては、その水域に限定した先行登録は可能であるかどうか、引き続き環境省と相談してまいりたいと考えています。」。これは 9 月 3 日ですよ。今日は 2 週間ちょっと経っただけです。それで「ほとんど何も達成されなかった」という結論をこの知事の答弁に反して言っているんですか。一体、県議会というのはどういう位置にあるのか。民主主義を考えても、こう

というのは、何と書いていいか、言葉は悪いからあえて控えますけれども、ちょっとひど過ぎるんじゃないかと思しますので、ぜひ再検討していただきたい。これは倉阪委員のあれとあわせて、ぜひお願いします。

以上です。

発言者C Cと申します。

今の話とダブるのですが、倉阪委員が「ラムサールできないことを皆さんに認めてほしいということなんですか」と言われましたけど、私も本当にそう思います。それでは今まで何年間かやってきた再生会議をバカにしているのではないかと。冒頭に竹川委員からありましたが、やはり9月3日の県議会で自民党の山中委員から、三番瀬の会議の解散、抜本的な見直しという話が出ました。後ほどそのことについては県から説明があると先ほど言われましたが、その話を先にしていただかないと進まないと思うので、お願いいたします。

発言者D 江戸川区から来ましたDと申します。

70ページの「現状と課題」というところで、「三番瀬全体の取り組み（特に漁場再生の取組）が進展しないと、ラムサール条約登録は難しい」と書いてありますが、「進展しないと」というところは特に漁場再生がありますが、漁場再生の問題とラムサール条約の登録は並行して進められるのですね。これは千葉県の方もよくご存知だと思います。つまり、これは相反する問題ではないわけです。そういう点から見て、これが課題になるかどうか。課題にならないと思うのです。そういう点、もう少し説明がないと、これでは「現状と課題」の整理もできないと思います。ここには「特に」と漁場再生のことしか書いていませんが、一つ一つの問題点を出していただいて、それを本当にラムサール条約登録と相反するものであるかどうか、その辺も詳しい説明がないと「難しい状況」という判断はできないのではないかと思います。よろしくお願いします。

大西会長 では、意見は以上として、これは案ですので、県のほうで今のをまとめて、さっきの私のまとめと、会場からも、湿地再生はほとんど達成されなかったというのはどうしてかということを含めて幾つか具体的な指摘がありましたので、それらをまとめて、こういう方向で修正する、あるいは修正しないということを述べていただきたいと思います。

三番瀬再生推進室長 お答えいたします。

一つ誤解があるといけないので説明させていただきますが、57ページの自然再生事業の「予算・決算」のところでは4,000万円ぐらい使ったということですが、これは「予算・決算」のところに印が付いておりますが、表の下に注釈が書いてございますように、自然再生の事業だけでこの金額をすべて使ったということではございませんで、第1節の1の「干潟的環境形成の検討・試験」、あるいは第1節の2の「淡水導入の検討・試験」とか、予算的に一本で予算がついている関係がございますので、あわせてこの金額の予算を使ったということです。ですから、干潟的環境形成、淡水導入のところにもこの自然再生の事業と全く同じ金額が載せられているということです。それは便宜的なことではございますが。

それから、評価（案）についていろいろご意見をいただきましたので、大西会長にもまとめていただきましたけれども、いただいた意見を踏まえながら、できるだけ改善をし

て、また次回の再生会議のときには直した形で提案したいと考えております。  
以上です。

大西会長 この案については、次回が今年度の3回目ということで最後、我々の任期も今年いっぱいということになりますので、その前に今日の案の改訂版を委員の方に配っていただいて、次回それをもとに議論ができるように効果的に進めるようにしてください。

それでは、これについては、もし追加的にご指摘があれば県のほうに直接言っていただいて、案を充実したものにしていきたいと思っております。

#### (4) ワーキンググループ報告書に対する検討について

大西会長 次の議題に移ります。これも大きな議題で、ワーキンググループの報告書に対する検討についてということになります。

ワーキンググループについては、前回の第30回再生会議で検討結果の報告をしていただいたわけで、意見交換もいたしました。これの議論をさらに進めるということです。

まず、ラムサール条約についてですが、前回の再生会議では、ワーキンググループの報告書にあったとおり、「2010年度中に三番瀬全体での登録を目指すために努力をする」とともに、これが困難である場合は船橋地域の登録を目指す」ということを再生会議として結論としたわけですが、それ以降、ワーキンググループでさらに検討したという報告を受けておりますので、倉阪委員からその後の検討状況について報告をお願いします。

倉阪委員 資料4-1をご覧ください。

ワーキンググループといたしましては、9月10日に第3回会議を開催しました。この会議におきましては、自然保護課から環境省に行ってきた結果の報告を受け、それから、自然保護課、水産のほう、全体の政策企画課、3課で漁業組合との意見交換会を行った結果等を受けて、今後のスケジュールについて検討いたしました。

「3 議論の結論」のところですが、引き続き三番瀬全体の登録を前提として努力する。しかしながら、12月の再生会議で、どの範囲で登録するのか、それを決定する。先行登録、部分登録の方針が決定された場合にも対応できるように準備をしておく。準備の具体的な内容としては、先行登録部分のみでラムサール条約に示された基準を満たしているかどうか、それを環境省に説明ができるように県は準備をしておく。それから、範囲の決定の際に行徳湿地をどういうふうに取り扱うのか。こちらについては別の課題として地元市と相談していただく。県は、船橋漁協も含めた形で、地元3漁協の理解を進める場づくりを進める。こういった形で前向きに進めるという方向でワーキンググループの議論は終わったところでございます。

漁業組合のアンケートについては、県のほうから補足説明をしていただくことになっているかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

大西会長 今、報告にあったラムサール条約登録湿地関係漁業協同組合に対するアンケート結果について、県から説明をお願いします。

自然保護課 資料4-1別添をご覧ください。

このアンケートは、全国で既に国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定を経てラムサール条約に登録された湿地内に漁業権を有する16漁協を対象に、平成21年12月に実施した

ものです。16 漁協すべてから回答がございました。

なお、湿地のタイプ別による漁協の数ですが、湿原が 3 漁協、淡水湖が 2 漁協、汽水湖が 9 漁協、浅海域が 2 漁協となっております。

アンケートの集計結果ですが、1 番のラムサール条約登録前に登録することに不安があった組合は 16 組合中 11 組合（69%）であり、登録後もその不安が払拭されなかった組合は 8 組合でした。

2 番、この 8 組合の不安の内容は、「規制による漁業行為の制限」「観光客の増加による漁業活動への影響」「水鳥による食害の増加」などが主なものでした。

3 番、鳥獣保護区の指定時期との関係ですが、今回のアンケート調査結果では、全般にわたり関係は特にないと思われます。

4 番、不安が払拭された 3 組合が登録前に心配していた事柄ですが、これも上記 2 番の不安材料とほぼ同じであったことがわかります。

6 番、不安が払拭された要因としては、「漁業の制約が発生していないこと」「ラムサールの理解が得られたこと」「漁業被害などがなかったこと」「行政の説明」が挙げられております。

7 番、「登録後に鳥が増えた」と回答した 6 組合のうち、9 番の 4 組合で「漁業被害が増えた」と回答しています。被害の内容は、食害、糞害、網の被害などとなっています。

10 番、4 組合がいずれも「ラムサール条約登録は漁業活動に悪い影響を与えた」と回答しております。

13 番、「登録後の鳥の数は変わらない」という回答は、10 組合（63%）でありました。

15 番、このうち鳥による漁業被害が登録以前と変わらないのが 7 組合、被害は特になのが 3 組合でした。

16 番、「漁業被害が登録前後で変わらない」という 7 組合のうち 6 組合が、ラムサール登録の漁業活動への影響は「良いとも悪いともどちらとも言えない」と回答しております。

17 番、有害鳥獣捕獲許可については、16 組合すべてが受けたことはなく、次のページの 18 番、それ以外では 1 組合がシジミ育成試験のために許可を受けております。

19 番、ラムサール登録後の保全活動としては、湿地の清掃活動が 9 件で最も多くなっております。

21 番から 23 番までは、養浜ということで説明しておりますが、漁協からの回答は、海底や湖底に砂を入れる覆砂を行ったとしております。全体の半数に当たる 8 組合が覆砂を実施し、このうち 7 件が補助事業などとして行われております。

24 番、「ラムサール条約登録後に良くなったことも悪くなったことも特にな」という回答、これが全体の半数（8 組合）を占めております。

25 番、ラムサール登録後に良くなったこととしては、観光客への売り上げ増加や、サイドビジネスの展開、漁業生産量の増加、環境に対する意識の高まり、こういったものが挙げられております。

一方、次の 5 ページ、悪くなったことですが、一番上に「鳥獣保護のための規制によって、従来行ってきた漁業行為の全部または一部ができなくなった」という回答が 3 件記載されていますが、大変申しわけございませんが、集計ミスでございます。この項目に

については抹消・削除をお願いいたします。これにつきましては、ワーキンググループから再確認の要請がありまして、見直しましたところ、集計ミスであることが判明いたしました。訂正の時間がありませんでしたので、この場で訂正をお願いいたします。

大西会長 抹消するのは何番ですか。

自然保護課 5ページの上から3行目。上から2行目に「悪くなったこと」と四角で囲んでございます。そのすぐ下、「鳥獣保護のための規制によって、従来行ってきた漁業行為の全部または一部ができなくなった。」、これは3件とございますが、これは転記ミスがございまして、これについては抹消していただきたいということでお願いいたします。続けます。

ラムサール条約登録後に悪くなったこととしては、水鳥の食害や組合員の減少等による漁業の衰退がそれぞれ4件で、一番多い回答になっております。

26番から28番までは、25番の回答を形態別に再掲したものです。

なお、先ほどと同様に、6ページの28番の一番上に同じものがございまして、これも抹消をお願いいたします。申しわけございません。

次に29番、ラムサール条約の登録が漁業に与えた影響は、「良いとも悪いともどちらとも言えない」という回答が11漁協で、全体の69%を占めています。また「良い影響を受けた」という回答は1漁協(6%)であり、一方、「悪い影響を受けた」という回答は4漁協(25%)でした。

30番と31番は、漁協から寄せられたアドバイスなどを取りまとめたものです。

最後に概括して言いますと、ラムサール条約登録が与えた漁業活動への影響は、良いとも悪いともどちらとも言えない組合が約3分の2を占めております。また、良い影響よりも悪い影響を受けたと感じている組合のほうが多くなっております。登録前に不安を感じていた組合も約3分の2ありまして、具体的な不安材料は、漁業行為の制約、観光客の増加、鳥の被害による漁業活動への影響などでした。今でも、不安が払拭されたという組合よりも、3倍近くの数の組合がまだ不安を感じているということです。また、ラムサール登録後に鳥が増えたと感じている組合は全体の4割弱で、この中で漁業被害も増えたと回答する組合がございまして。一方、残りの6割強は、鳥の数や漁業被害は登録以前と変わっていないと感じている結果が出ております。

大体このような傾向がアンケート結果で見られたところです。

以上で説明を終了いたします。

倉阪委員 今、訂正があったのですが、これはワーキンググループのときに、この規制によって従来の漁業行為ができなくなるわけではないはずだ、確認をしてもらいたいと話したところ、そもそも集計ミスだった。これが8月の半ばに市川側の漁業組合との会議のときにも配られているわけです。これは早急に訂正して説明をし直していただきたいと思っております。

それから、あえてさっきは言わなかったのですが、この前の再生会議、6月30日に開かれて、方針が出されております。その後、漁協のほうに行かれたのは8月の半ばということですね。これはやはり行動が遅すぎるのではないかと。それも、8月の半ばに初めて水産課と一緒にいられたということですね。もう少し本気になって調整を進めていただきたい。あまりにも県の動きは遅すぎる。そのように思いましたので、これからよろし

くお願いいたします。

大西会長 今、削除があった質問項目はわりと重要な質問項目の一つだと思いますが、これは集計できないということですか。

自然保護課 これは、実際にこう考えている組合はなかったということです。

この集計方法ですが、数を直接取りまとめたのではなくて、一度それぞれの漁協ごと、項目ごとに数字を落としておりました、これをまた改めて集計したものでして、その途中の段階でミスがあった、それにちょっと気がつかなかったという点がありまして、その辺は申しわけなかったと思っております。

大西会長 正確に言うと、この質問項目は存在していたということですね。

自然保護課 質問項目はございました。回答はゼロということでございます。

大西会長 ゼロのものはほかにも載せていないということですね。

自然保護課 最初からゼロということを出てきているものについては、この回答の中には載せてございません。

大西会長 それも一つの情報ですよ、常識的に考えれば。誰も選択しなかったということで。普通、アンケートの単純集計というのは、アンケート項目がそのままあって、そこに数書き込まれるというのが一番基本的な集計ですが、そういうのをワーキンググループには出しているのでしょうか。

倉阪委員 出していないです。

自然保護課 ワーキンググループにはこの形で提出させていただいております。

大西会長 皆さんも見たことがあると思うのですが、質問項目そのものを書いてあって、例えば世論調査など、そこに数とかパーセンテージを書き込んであるのがありますね。この場合、16だから数でいいと思うんだけども。

自然保護課 実際にアンケートを依頼した調査様式につきましては、第1回目か第2回目のワーキンググループのときに、ワーキングの中で提示してございます。

大西会長 いやいや、そんなことを言っているんじゃない。その調査用紙に回答数を書き込めばゼロもわかるわけです。ある選択肢を誰も選択しなかったら、そこはゼロになりますよね。それも大事な情報ですよ。今言われたのは、ここに挙がっているのは数があるのだけだと。誰かがマルをつけたものだけが挙がっているということですね。

自然保護課 そのとおりでございます。

大西会長 誰もマルをつけないというのも一つの情報でしょう。

自然保護課 そう言われればそういうことになると思います。

大西会長 禅問答をしているんじゃないからさ。真面目に答えてほしいんだよね。

自然保護課 基本的には、そういうやり方が必要であるということであれば、それはまたそういう項目も入れるという形で。

大西会長 普通、単純集計というのはそうやってやるんじゃないですか。

だんだん腹が立ってくるから、そのくらいにしまして。

それでは、三つワーキンググループの議論がありますので、少し時間を限ってやりたいと思います。

では、ラムサールについてまずお願いします。

竹川委員 漁協の問題は三番瀬の漁業の問題ですね。これは県の水産のほうが一番よくご存知



だと思うのですが、私が意見を言いますのは、水産が漁業の振興を本当に考えているのかどうかというのをまず疑いたいのです。

その理由と申しますのは、平成 19 年に県が「水産振興方針」というのを出された。これは大体 5～10 年スパンで考えられているわけですが、その中に「三番瀬の漁業の魅力を発信していかなくてはならない」という問題があるわけです。三番瀬の漁業の魅力をどういうふうに発信していくかというのが問題です。

もう一つは、この重点課題の中で、漁協が現在三つあるわけですが、これの経営問題です。ほとんど限界状況のような漁協もございまして。本当に県が振興策を推進していくためには、効率的に言っても、また三番瀬全体から見ても、同じ施策を受けて同じベースで振興の作業を県の水産と一緒にやっていかなくてはならないのです。

そういうことからしますと、現在の、水産だから腰が引けるとか、水産だから漁業とラムサールがどうのこうのとか、どうも腰が引けているのではないかと。ここに水産庁もいらっしゃいますが、三番瀬の漁業を本当に振興するのであれば、もっと効率的に振興策を推進していくことが必要ではないか。いろいろなしがらみがありますから、一緒になってやっていくということ、合同はなかなか難しいでしょう。合同は難しいけれども、三番瀬の漁業の魅力を出すということについては、これは前にもここで確認されたことですが、ラムサール条約は非常に大きな意味があると思います。よく考えていただきたいと思います。

松崎委員 今日船橋市がいらっしゃっていますので、ちょっと聞きたいのですが、藤代市長さんですか、市長さんの部分登録とかその辺の考え方、おわかりになりますか。

船橋市 市の考え方ですが、皆さんご承知のとおり、三番瀬は貴重な自然環境で、これを保全・再生していくのは関係団体みんなが一体となってやっていく、これが必要だろうと思っています。そういったことから、三番瀬全体のラムサール条約の登録が最良の形だろうと思っています。部分登録、先行登録といろいろな言い方がございますが、市といたしましては、やはり全体的な登録について関係者の合意形成が図られて、それに基づいて全体登録に対するスケジュール等がある程度明確になった上での先行登録といったことは選択肢の一つとして考えられるだろう。あくまで全体登録が基本ですから、全体的な合意形成を進めていくのが肝要だろうと考えております。

松崎委員 市川市さん、ちょっといいですか。

市川市 最初に、前にも聞いたのですが、「部分登録というのは正式に具体的に聞いていません」という話をしたら、竹川委員とそのほかから「市川航路だよ」というふうにアドバイスをいただいたという前提でおります。ですから、部分登録というのは市川航路を境にしてというふうに今考えておりました。その中で、市川市は、市川側については、むしろ再生とか見通しを立てて持続可能な環境の保全とか利用といったものが目に見えたところでやってもいいのではないかと考えていますよというふうに言いました。ただし、もし部分登録、市川航路から船橋側については私たちもいい状況だと思っていますので、もしそちらのほうが条件が整うのであれば特に否定するものではありませんという考え方でおります。これは私の個人的な考えではなくて、概ね市川市の考え方でございます。

後藤委員 単純なことですが、資料 4 - 1 のさっきのアンケートの集計結果ですが、1 ページの 2 番の「変わらなかった」という 8 組合についての内容は、「鳥獣保護のための規制

によって、今まで行ってきた漁業行為の全部または一部ができなくなる」が8、これはこのまま生きているのですか。さっき抹消したのが後ろにありましたけれども。それだけ確認させてください。

自然保護課 1ページの2番の「できなくなる」というのは、これは不安・懸念としてこういうことが考えられているという回答でございます。

後藤委員 わかりました。

清野委員 資料4-1の1ページ目の四角のところに印があって、「集計に使った湿地のタイプ別は次のとおりです」と四つあります。確かにこのアンケートの中にもお答えがあるように、どういう背後地の条件か漁業の形態かによって地域ごとに事情は違います。せっかく県のほうでこれだけ多くのよその漁協さんの手を煩わせた情報をいただいたので、いただいた情報をきちんと解析させていただきたいと思います。

これに関しては、先ほどアンケートの集計の話がありましたが、どこの地域のどの漁協さんかという原票を見せていただくことができれば、その根拠とか、漁業被害と一般的におっしゃっているものがある程度推測もできますし、また関連する情報と照らし合わせて、このせっかくのアンケートを三番瀬の場合にどう役立てるかという踏み込んだ検討ができます。

ご質問したいのは、その原票を公開していただくということはお願いできませんか。

自然保護課 この調査は、前提として個々の漁協を公開するというところで取ってはございませんので、それぞれの漁協がわかるような形での公表は控えさせていただきたいと考えております。

大西会長 今のような条件でアンケートに応じてもらったということでしょうか。

自然保護課 そのとおりでございます。

大西会長 そういう条件に応じてもらったということですね。

自然保護課 はい。

倉阪委員 今の件ですけれども、例えば湿原A、B、Cとか、浅海域A、Bとか、そういった形であれば個々の漁協名はわからないということになると思うのですが、そういう形で開示をしていただければありがたいのですけれども。

自然保護課 その辺ができるかどうか、研究させていただきたいと思います。また、内容によって類推できるようなものもあるかもしれませんが、場合によってはその辺を検討した上で、できればということで考えたいと思っております。

大西会長 16漁協がどこかということも公開しないということですか。アンケートに答えてくれた漁協の一覧表。

自然保護課 調査に協力してくれたところはどこかということは、出すことは差し支えございません。

大西会長 そうすると、この4分類に分けて出すことはできるということですね。

自然保護課 申しわけございません。母体数が少ないものですので、具体的な漁協名を出してそれで分類しますと、どこかというのがわかってしまうところもございますので。

大西会長 では、わからない範囲で今のような一覧表的なものはつくれるということですか。

自然保護課 研究して可能であればお出しすることはできるかと思えます。

大西会長 というのが県の見解ということですね。

木村委員 4 - 1 の 3、「三番瀬全体の登録を前提として努力する。その状況を見ながら、12月の再生会議において、どの範囲で登録するのか決定する。」ということですが、私はラムサール条約のワーキンググループに入っていて、いろいろと話を聞いた中で、登録促進について、平成 18 年度から 21 年度まで 4 回、市川市行徳と南行徳の漁協に県のほうから話しに行っているわけですね。その中で、ラムサール条約は後々はいいいけれども現在のところはまだ賛成できないという行徳とか南行徳の方の主な趣旨の中に、漁場の再生が条件だと言っているのです。県は漁場の再生をどういうふうに考えているのか、どういう予算をつくってどういうふうにするのかということがいつも具体的な条件として上がってくるという話をお聞きしたわけですが、それはもちろん予算の関係もありますから、そういうことを考えますと、引き続き話は今までどおりしていただくということはこの前理解していただいたのですが、12 月までに漁場の再生についての予算とか具体的なことをきちんと両漁協の方に理解していただくというのは、僕が感じたところでは非常に不可能ではないかと感じるんですよ、今までやっています。そういう意味では、どの範囲で登録するかを決定するということは、この三番瀬再生会議に課せられた非常に大きな問題だと僕は思っているのです。まだ 3 ヶ月ありますが、漁場の再生ということは簡単には理解してもらえないのではないかと僕は思ったんです。

別に質問はないのですが、12 月までに考えておいていただきたい。その上で、このワーキンググループの報告を了解していただきたいと思います。

市川市 質問です。先ほどお話ししました部分登録の区域ですが、私たちは前に言われたとおり市川航路を境にと考えてはいたのですが、最近の新聞によると、一部の団体では三番瀬の 3 分の 2 だということが数字で載ってしまっています。そういういろいろな情報が流れてしまっているのので、ワーキンググループではどこの部分を概ね区域として考えて議論されてきたのか、確認させてください。

倉阪委員 ワーキンググループでその話も出まして、それも含めて 12 月に確定するという話で、したがって、県のほうでその範囲も含めて地元の考えが一致するように調整していただきたいと思いますという趣旨でございます。市川航路という話もありますし、漁業権の範囲という話もありますし、さまざまな考え方が先行登録の中にもあるわけです。したがって、どの範囲であれば合意できるのかということが重要だと思いますので、それも含めて今後 3 ヶ月で地元調整を図っていただく。こういう形になったと理解しております。

大西会長 この議論だけずっとやるわけにいかないの、あとお 2 人に。

三橋委員 漁場の再生というのは、具体的に何なんでしょう。漁場の再生というのは、多分、エンドレスだと思うんですよ。環境の破壊もあるわけだし、状況も変わるし。何を根拠に判断すればいいのですか。その協議は必要なんでしょう。やったのでしょうか。

大西会長 それは漁協が言っているということですね。

大野委員 今、三橋さんから貴重な意見が出ました。まさに「漁場の再生とは」ということだと思えます。

19 日に冷たい雨が降りました。北東の風が一晩中吹いて、大変濃い貧酸素水が大量に発生しました。船橋市は 6 月からおとといあたりまで大変なアサリが生産されてきました。1日 10 トン近い。8 月はシケが多かったので 70 トンぐらいでしたが、6 月から 3 ヶ月間、アサリの大漁が続いていました。そのアサリが 9 割方全滅しました。明日から

その死骸の清掃をします。

漁場環境、いい漁場って何なんだ。サンフランシスコ湾やチェサピーク湾を例にとれば、湾全体をどうしていこうかという、そういうもっと大きなファクターがあって、それを改善しようと国が取り組んでいるわけです。無理があるんですよ、この極小で何かをしていこうというのは。

それからもう一つは、漁業の方向は、今、エコに大きな力がかかってきています。エコマーク、それによって漁業組合や漁業者の姿勢、あるいは環境、資源の保護とか、そういう方向に傾倒してきています。ということは、まさに環境を改善することと漁業は表裏一体ということです。

このアンケートで、湿原、淡水湖、汽水湖、浅海域とありますが、三番瀬はまさに都市漁業といいますか、大都市のまっただ中にある漁場で、漁業を振興するには自然環境だけでは追いつかないと私はいつも考えています。それは完全には復活できないわけですから。そうすると、漁業は経済活動ですから、周りとの調和の中で、漁獲物の付加を上げて、あるいはエコツアーといいますか、そういう環境の勉強の場にさせていただいたり、そういうことをやっていかなければならない。市川市のほうで干潟をつくると。これは環境を改善するというには私は大した力ではないと思います。ただ、都市型漁業が成り立つためには、それは一つのまちづくりの方法ではないかと。ですから、その方向から出したほうがわかりやすい。

環境を守るといっても、青潮は、今回第一に発生したのは千葉港ですから。川崎製鉄の35mぐらいある海域からまず一発目、濃いやつが出たわけです。それが3日ぐらい経って、船橋市のほうも。大量の貧酸素水は湾中央部に溜まっているわけですから。それが浚渫部から発生するとか、そんなインチキな情報だけをやっているんじゃ、この会議だって大したことないわけです。

それからもう一つは、本当のことをやろうというときに、条例もなければ、要は法のバックアップがないわけですから、いろんな人たちがいろんなことを言う。政治家もそうですよ。漁場と環境を最初に改善すること、それからラムサールだと言っているわけです。ラムサールをやれば、当然環境のことを常にウォッチしているわけですから、それは環境をよくする仕事をしていくわけです。私はいつもそう思っています。

三番瀬のことだけを考えると、アサリのことだけを考えると、大変過酷な漁場です。でも、復活するんですよ。4年経てば完全に復活します。それで、またそれが一発でやられます。というのは、資源がものすごく層厚くなっているわけです。それだけでも酸素不足になっていってしまう。今年は気温が高かったわけですから。

その都市漁業をここで論じているわけですが、この例には当たらないですよ。湿原とか、淡水湖とか、汽水湖とか、浅海域とか。この浅海域がどこかわからないですけども。

船橋市の漁業は、そのほか魚獲りもあります。今、サバが水揚げされています。東京湾の場合は、カタクチイワシを獲らないですから、みんなカタクチイワシを食べています。イシモチもカマスもサバもスズキも、全部カタクチイワシが餌です。三番瀬あたりでプランクトンがどんどん湧いてきます。小さい生物がたくさんいますから。こういう役割を担っているわけです。今回もこれは一発でやられましたけれども、これが復活すると、そこは餌場なんですね。もう八ヶが戻ってきています、1日で。そういうことですから、

ここの浅海域がだめじゃないんですね。もっともっと解明していかなきゃならないことがたくさんありますから、そういう中で環境省も加わったほうがいいのではないかなと、私なんかはそう素朴に考えています。

全然まとまりませんが、そういう事件が今起こっています。これがまたどのくらい残っているか。1割残っているのか、よくわかりませんが、これから調査していきます。今、被害のまっただ中です。報告します。

以上です。

大西会長　ありがとうございます。

ほかの報告があるので、最後に時間が余ったらということにしてください。

ラムサールについては、先ほどの倉阪さんの資料4-1の一番下に提案、方向性がまとめてありますので、基本的にこれに尽きているのかなと思います。特に2番目の「先行登録あるいは部分登録の方針が仮に決定された場合にも対応できるように準備をしてください」というのが県に対する要望としてありますので、よろしく願います。

吉田副会長　どうしても重要な点が一つあるので。

県のアンケートは、国指定鳥獣保護区特別保護地区を前提として、そこだけのアンケートを取って、その結果としてこういうものを出されているのですが、前回の話し合いよりもっと前に取ったアンケートなのでしょうけれども、でも前回の議事録を読んでいただいたらわかるように、漁場の再生とかまちづくりが振興できるような、そういうラムサール登録を目指そうということで、そういうプラットフォームとか、関係各課をまたがったチームなどをつくるということでやっていただきたいと、私も申し上げましたし、大西会長もそういうふうにもまとめているわけです。それなのに、相も変わらず鳥獣保護区だけに限定したアンケートの報告をして、かつ最後は「どちらとも言えない」が11で「いい」というのは一つしかないみたいな、そして最後は「人か、鳥か」みたいな、そんな話になっているのでは、いま議論していた方向とは全然違うんですね。指定しているところでは、例えば琵琶湖みたいに自然公園の特別地域で登録しているところがあります。実際、カワウの被害についても、散弾銃ではなくて空気銃を使ってきちっと捕獲して被害対策をとっているところだってあります。それから、伊豆沼・内沼みたいに農林水産業の自然再生も含めて取り組んでいるラムサール登録湿地だってあるわけです。そういう方向のものを全然調査しないで、これだけやっていたら、「登録できませんよ」という裏づけのためのデータを取っているようなもので、これではどうしようもないですね。

私としては、鳥獣保護区指定だけにこだわらないでいただきたい。種の保存法のほうは当てはまらないと思いますが、自然公園法だってあるわけです。もうちょっと幅広に考えて、国定公園だったら県知事が登録の申請を環境省のほうに申し出ることだってできるわけです。そういうもう少しきちっとまちづくりとか漁場再生を含めた、それが推進できるようなラムサール登録というものを、県がそういう考えを持って漁協と話し合わなければ、これは絶対に解決できるはずはないです。

大西会長　今の意見も含めて、次回これは大きな焦点になるということで、よろしく願いたいと思います。

次のテーマは江戸川放水路です。これについては、清野委員から前回報告してもらおうと

ころ、欠席だったので、議論が十分できていないので。

では、お願いします。

清野委員 前回、仕事の関係で来られず、申しわけありませんでした。

県のほうから、資料5にありますような内容で再生会議に報告していただきました。そのときの討論の結果が今日の資料1の議事録にございまして、12ページにまとめてございます。その後、ワーキングをこれについて新規に開催しておりませんので、ワーキンググループの委員の方、補足なりご意見がありましたら、私に引き続いてお願いできればと思います。

議事録やそのほかの意見で指摘されたところについての回答ということでお話します。

この江戸川放水路のワーキングで、かなり具体的な河川管理とかそういう情報をもとに、そして現地見学も含めて、いろいろ工事とか、具体的な問題と申しますか、理念だけじゃない問題をご指摘いただいて、どこがネックかというのもわかってまいりました。

その一方で、短期的にできること、中長期で考えることで整理しなくてはいけないということで、前回は説明しましたように、資料5の2ページ以降を見ていただくと、洪水時の出水の漁業被害や水循環の回復、全般的な課題などで、短期、中期、長期というふうに整理してあります。

この時間軸が、この後にワーキングでご説明になるランドデザインの短期、中期、長期と合わないのではないかと申すご指摘がありまして、それに関しては、逆に江戸川ワーキングのほうは、具体的な2020とか2050とかそういう目標を立ててということではなく、わりと定性的な意味での短期、中期、長期であります。

一方で、短期に関しては、現地見学のときに明らかになったのですが、江戸川放水路の堰を改修するときに、本当だったら三番瀬再生会議でしてきた一連の議題とか論点が県を通じて国と協議されて、もうちょっと反映しているのかなと思っていました。それは、円卓会議の最後の段階で県として国とかそういうところと協議していくという話をいただいておりましたので、そこから先は行政のほうで引き取って国と協議するということがあったのですが、十分に情報は把握しているとは言えませんが、具体的な三番瀬再生という観点からの堰の運用とか構造に関する折衝はあまり行われた形跡はなかったと思います。行政の間で治水とか水利用の点での実務的な協議はあったと思いますが、三番瀬再生という観点での協議があまり痕跡がなかったということに関しては残念なことであります。

その原因をワーキングで議論したときに、この再生会議とか流域住民がもっと声を上げるべきではなかったかという反省点がございまして。多分、声を上げている主体は依然として漁業者の方で、それは主にゲートが開いたときの被害ということで、クローズな場での議論ですので、せっかく市民という場ができたにもかかわらず、河川管理者のほうも、漁業関係者のほうも、残念ながら市民というカードをうまく使っていられなかったのかというのが反省点でございまして。このワーキングの中でやはりそれを巻き直す必要があるということと、それに対して言葉だけではないデータの見える化がもうちょっと必要ではないかということがございまして。

現在、河川と海の関係に関しましては、特に西日本とか九州とかそちらのほうで、筑後川とか岡山県の河川とか幾つかの主要河川で、県の水産課が主体となって河川水をどの

ように海域に投入するかという交渉をしております。そういった事例も紹介して、県の中で水産課のほうも、今までは河川の管理の方向と交渉するということはなかなかハードルが高かったと思うのですが、事例が出てきておりますので、そういった部分も海の視点からの提案、そして環境の分野からの提案というのもあっていいのではないかと思います。

ただ、そこまでの熱意がなければ何も起きないのだろうなというのが個人的な感想で、本当にそうしたいという地域は何が何でもやっていますが、江戸川放水路に関しては残念ながらまだそういった「何が何でも」というところまで行っていないのかなというのが感想です。もしそれが私の認識不足でしたら、何が何でもこれを見直していくという運動なり行政間の折衝をどうされていくのかというのを、機会がありましたら伺いたいと思っています。

ほかの委員の方や傍聴者の方でコメントありましたら。

大西会長　　まず、委員の方。

後藤委員　　僕はワーキングのメンバーではなかったのですが、可動堰を本格的に淡水流入ができるようにしていくというのは、今のところ現実としては非常に難しい段階だと思えます。それは市民が盛り上がっていけばいいのですが。

この間、市川の漁業者の方から、昔、妙典のほうに流していた用水路があるということで、三橋委員と見に行ってきました。それは放水路の可動堰の上流のほうで、三番瀬に向かって右岸側に、地図で見るとくぼんだところがあるのです。それは昔、妙典のほうに農業用水を引いた。それが実際にグニャッと曲がっていて、そこは淡水で、その周りにはアシがはえていて、その下にはアシハラガニが周りにいたりするのです。

僕は、ぜひバイパスをつくって、それを持っていく。それは淡水流入とかいう理由じゃなくて、漁業者の方たちは魚道をつくりたい。そういうことで国交省にも話してあります。例えば魚道をつくることによって、三番瀬からアユが上がりウナギが上がっていく。行徳湿地に上がっていますので。そうすると、三番瀬から稚アユが上がり、シラスウナギが獲れるということで、漁業者にとって非常に大きなことだと思います。それは非常にシンボリック的で、三番瀬と川がつながっていく。ですから、下のパイプがどうなっているのか、その先がどうなっているかというのは、実際にこれから国交省のほうに三橋さんと行って聞いてこようかと思っています。その辺は情報を渡しますので、国交省のほうにも僕ら委員のメンバーが行くよということをぜひ一度連絡しておいてください。一緒に行ければ委員の方も一緒に行けばいいと思うのです。

それから、塩水の上がるレベルではなくて、放水路と平らなところを通ってきますので、階段状にして落としていくとか。例えば潮が上がってきたときに、フロートの上がって堰が締まる、塩水が上がらないというシンプルな昔の設計もできるわけですね。本気でバイパスをつくって魚道をつくらうと漁業者の方も望んでいるので、そういうことをぜひ12月までにあれして、実現の方向に持っていけないかと僕は思っています。

大野委員　　このワーキンググループで河川の担当者（役人）と話をしたときに、清野委員がおっしゃるとおり、治水と利水しか考えていない。同じ国の中で農水省があったり通産省があったり、その意見が、同じ国土の中で広範囲にお金を投資していく中で、大目標とか哲学が一つもないのですね。

なぜそんなことを私が威張って言うかということ、サンフランシスコ湾、これはアメリカのカリフォルニア州にあるわけですが、あそこはワインもつくるし、魚も獲るし、食糧の自給も、海外に食糧を輸出しているわけですが、そのサンフランシスコ湾が改善されることによって海の農園になるかもしれない。それは一カリフォルニア州だけではなくて、全米、そして世界に貢献する湾になる、だから改善するのだ、と。そして河川も、あるいは畑の使い方、農薬が流れ込んできたり、そういうことについてもきちっと考えて、5年じゃないんですよ、50年計画でやっているわけです。

「まだ何もできない」とか県民や市民が批判するけれども、自然を回復したり湾をよくするには、最低でも50年は必要なんですよ。そういう発想で国もまとまってないし。見てみなさいよ、尖閣列島だって。「冷静に」と言われているからあれですけども、隣の国は食糧を虎視眈々と狙っているんですよ。そういう中で三番瀬にアサリが大発生する、魚の稚魚がたくさんいる。そういうものを守ろうとしない国家なんてあり得ないと私は思いますよ。その辺の大目標がきちっとしていれば、各省庁、そこに的を絞るはずですよ、本当は。それがみんなバラバラなんだから。なんて国だと思いますよ。

もっと単純なことですよ、単純なこと。みんな難しいことばかり言っているけど。そこに食糧があるわけですから。CO<sub>2</sub>も出さないで獲れるんですよ。太平洋の小さな入江ですから。湾口から、トビウオでもシイラでも、稚魚がほとんど全部この船橋まで来ちゃうんですよ。そのうち科学者が発表しますよ。今、観察していますから。そういう海をないがしろにして、誰も話題にしない。あるいは各省庁で川をやっているのが、関係ない、ただ水を流せばいいのだと。こんなバカなことはあり得ないですよ。それがよくわかりました、河川担当者と話をして。ダムもそうですよ。お金がないから改善しない。「何を言ってるのかな、この人たち」と思いました。

三橋委員 前世紀は石油で、今世紀は「水の世紀」だと言われていますね。石油は代替品が可能でしょうけれども、水は代替品は絶対ないわけで、まさに地球上は全部つながっているわけでしょう。もうちょっと、水がなくなると人類がいなくなるというか、生物がいなくなるという危機感を持ったほうがいいんじゃないですかね。私はあと20~30年で死ぬでしょうけど。あっ、そんなには生きないか。本当にそう思いますよ。

清野委員 私も、申しわけないのですが、久しぶりに三番瀬の議論を聞いていて、残念ながら、けっこう遅れてきちゃったなという感じがします。海の生物多様性と河川管理とか、地方分権に伴う水のいろいろな配分に関して、市と県と国と利害関係者の枠組みというのは、各地で何十年あるいは何百年ぶりで動き出しています。本当に取り戻していききたいという地域は、海洋基本法とか、海洋基本計画とか、地方分権のさまざまな権限移譲とか、一方で国との関係性をまたもうちょっとパートナーシップを強くしていくとか、いろいろなやり方をもって自分の地域の水の問題を解決しようとしています。ですから、制度的な社会構造の変わり目にいろいろなアイデアがあって、それはぜひ、ここにお集まりの、県だけじゃなくて、市とか国の方も応援していただければと思います。

その第一歩として、やはり、後藤さんがおっしゃったように、具体例とか、今までだったらあり得なかった農業者の協力を得るようになって水循環が変わるとか、あるいは大野さんがずっと見てこられたような環境の変遷とか、そういうことをもてば、データがないわけじゃなくて、カードがないわけじゃないんです。だからそこはまたワーキング



のほうでいろいろ議論したいと思いますが、ぜひ、各地の新しい水とか漁業とか生物多様性とかそういう動きの情報を、県もせっかく再生と生物多様性でトップランナーだったと思うので、今からでもキャッチアップしてってください。

環境省が海洋に関してはずっと後手後手に回っていたのですが、海洋の生物多様性の国家戦略を今年度つくっています。今年度中につくります。そのときに、海洋保護区とか、あるいはラムサールと漁業とか、新しいいろいろなアイデアが出ていて、それをいろいろな役所が応援しながらということの枠組を作っている最中なので、今年度まだ半分ありますから、三番瀬からもぜひ提案して、先ほどのラムサールにも関係しますが、河川管理と海とかそういうことを、いろいろな事例を持ったし、悩みも多かったと思うので、どうすべきかという提案をいただければと思います。

ワーキングも、また、現場も含めて見に行ったり、情報集約をしたいと思います。次回までにそうしたいと思います。

大西会長 具体的な提案も出ましたので、この問題についても取り組んでいくということですが、長期的な観点ということになると次のランドデザインと関係してくると思うので、時間の関係もあるので、ランドデザインについての報告を次にしていただきたいと思っています。

吉田副会長 「ランドデザイン」ワーキンググループは、その後開いているわけではないのです。前回6月末に開かれてから皆さんのほうに具体的な意見照会をして、遠藤委員と川瀬委員からご意見をいただきました。また、6月30日当日いただいた意見に対してどういうふうにお答えするかという私のコメントを申し上げて、こういう方向性で書き換えるというのでどうだろうか。書き換え案みたいなものはできておりません。

まず、6月30日にいただいた意見については、今回の資料6-1に第30回再生会議の議事録が書いてあります。最初のほうは私がずっと説明を書いていたことで、これはざっと読んでいただいて、委員から意見が出たところで、倉阪委員から「短期目標」「長期目標」「中長期目標」というのは使わないほうがいいのではないかと。先ほど清野委員からも、江戸川放水路のほうで使われている用語と確かに混乱するということもありましたが、これを書いているときはまだ3月ぐらいで、10月に行われるCOP10でどういう目標年次になるかということも薄々想像はついていたのですが、これで確定するのかわからないという感じだったのですが、COP10が終わらないとポスト2010年目標は確定しませんけれども、もう年次に関してはそれほど異論はなくなってきておりまして、長期的なものについては「2050年ビジョン」という名前と呼ばれておりますし、2020年については具体的な「2020年目標」でいいと思うのですが、そういったことも出てくると思いますので、次回の会議のときにはもうCOP10は終わっておりますので、例えば資料6-3の後ろから2枚目に付いている表1の時間軸の表をご覧くださいながら話を聞いていただくと、ここに「長中期目標 2050年」「短期目標 2020年」と書いてございますが、このあたりを具体的にはCOP10で決められたような用語「2050年ビジョン」とか「2020年目標」といったような形で書けるのではないかと思います。それから「生物多様性条約・新戦略計画目標（日本政府提案）」と書いてありますが、この段階では日本政府提案しか確定していませんが、生物多様性条約の新戦略計画のほうも10月には確定すると思われるので、そのあたりなども書き換えたものを12月には

お出しできると思います。

また、木村委員や後藤委員などからは、都市と三番瀬というあたり、パブリックアクセスといった問題について、川瀬委員からは、後で提出していただいたものにも書いてありますが、水循環とか流域といった視点もいただいております。例えばそういったものについては、2050年の目標の中に今四つ書いてありますが、例えば「東京湾全体に」という部分は、「流域や東京湾全体に」という形にしていくとか、と の間に三番瀬を活かしたまちづくりが行われて流域や東京湾全体に恩恵が行き渡るといような形でもう一つ増やして、都市と三番瀬の関係というものも目標に入れていってもいいのではないかと考えております。そういった形で、いただいた意見を反映するような形で書いていきたいとは思っています。

遠藤委員からいただいた意見については、表2のほうに関係しますが、表2には定性的にまとめております。遠藤委員の意見としては、空間デザインのほうが重要であって、それがなるべく定量的であることが望ましいということかとは思いますが、これを定量化するというのは現段階では非常に難しいと私としては思います。それについて意見があればいただきたいと思いますが、こういったランドデザインに基づいて基本計画なり実施計画なり事業計画というものを見直していく段階で目標をもう少し定量化するということは県のほうにもお願いしたいと思いますが、ランドデザインという中で定量化した目標というのはかなり難しいのではないかと考えております。

せっかく紙でいただいたので、遠藤委員や川瀬委員からご意見があればお願いしたいと思えます。

大西会長 では、お二人からいただいておりますので、説明していただければと思います。

遠藤委員 今お話がありましたように、大筋としてはおっしゃるとおりですが、先ほど大野委員からも話がありました。例えば50年なら50年で実現するということについては、そういう時間のかかるものは当然かけなければいけないわけですし、またかかるわけですが、それには50年間の計画がピシッとあるということなんですね。もしそれが仮に30年後にどこまで到達していかねばいけないかということが明確になっていないと、これは50年後の計画が実施できないということです。要するに、結論として、あまりにも抽象的な表現が多くて、具体的に把握しづらいわけです。例えばラムサールの件もそうですし、大きな方針といえますか、そこがしっかり煮詰められていないために、先ほどらい議論がありましたかなり現象的な話だけで議論しているところと、もっと大きな視点で構想を練っているところが常にギャップがあるわけです。そういったところを議論しないまま来ているのではないかという印象が非常に強いわけです。

前回の議事録では、大西会長がまとめられているように、基本計画や事業計画、あるいは実施計画とランドデザインがどういうふうに絡むのかを整理する必要があるというふうにもおっしゃっているわけです。つまり、基本計画とかそういったものが大きなランドデザインというものとどのような議論をして進めていくのか。進め方そのものも明確になっていないし、いざ進めようとする、一方的に現象的なことだけを議論している部分があるかと思うと、全く大きな視点に立った地球規模のこともやる必要があるという議論もあるわけです。それを出し合って現象的なこととして短期的に対応しなければいけない問題は当然あると思うのです。一方において、長期にかかっても実現して

いかなければいけないものを明確にする。例えばラムサールの例でお話しますと、それをやることによって何を目標として、何を成し遂げて、どういう効果が得られるかというところが明確になっていないまま登録しましょうということになっているために、非常に意見が発散してしまうといえますか、そういう傾向が強いのではないかと思います。

このワーキングが始まったときも、実は私はあまり参加する意思はなかったのです。数人でこれをまとめるような課題かどうかということが一つありました。それと、次回に向けて整理するという話も前回もありましたが、これはもっともっと哲学的な問題が絡んできているわけで、ここをどうするのかということをもっと議論をして明確なものを出す。それには、重複しますが、抽象的なことばかり言ってもだめなんですよ。やっぱり具体的な事例を出して。ただ、具体的な事例を出しますと、それによるメリット、デメリットが出てくるのです。しかし、そういったことをうまく整理しながら、どういう方向に行くのかということをもっと議論しないと、方針は定まらないわけです。

そういう意味で、基本計画とか事業計画は、今日も報告がありましたように進んでいるわけですが、それが三番瀬全体の再生に向けてどういう位置づけで進んでいるか。それにつけても、ランドデザインというイメージが人によって全然違うわけです。そこを明確にしないことには目標が定まらない。先ほどのように、目標達成のためには、ここまでにはどういうことをして、どういう成果が得られて、どういう機能が回復するということを想定してやらないと、いわゆる順応的管理ということもあるわけですし、自然はそんなに人間が考えるほど単純ではないので、もうちょっといろいろ短期的にやっていく。

COP10が50年後に目標を置いているということですが、国としていろいろ国策的に何かやる場合は、そのくらいのスパンでやらないと、いろいろな考え方や立場があるので、それを調整するだけでもそれくらいかかるわけです。何か実行しようとするとそのくらい時間がかかるわけですが、それはきちとしたものがあっての話なんですね。ですから、ぜひここではそういったものを明確にする。そのために、前にお話しましたように、小委員会を設けてきちとしたものをどんどん提案していく。その提案に対して、今のような具体的な議論を進めながら方向性を煮詰めていく。そういった議論をぜひしていただきたい。

私が書いたのは、一般的に計画を進める場合の定石的な手順はこうなっていますがけれども、どう見てもそういった方向に行っていないので、一体いつまでこれを進めるのか。これから話があると思いますが、県にしても、この委員会にしても、一体いつまでこれを続けて、いつを到達目標にするのかということが明確に読めない。そういう点はもっとはっきりすべきだと思っております。

以上です。

川瀬委員　私が所属している「江戸川放水路」ワーキンググループでもそうなのですが、今やっぱり、一般レベルというか民意の高まり、そういう気持ちの高まりが絶対に必要だと思うのです。そういう環境意識が行政なり企業を動かしていくというのも一つの方法だと思います。その中で、三番瀬に流入するものとして、河川水、公共排水、地下の湧水、雨水、汚水処理水などがあるのですが、そういう私たちの生活と切り離せないもの、活動上切り離せないものが流入して三番瀬のほうに影響を与えているということも、流域

住民一人ひとりといったレベルからも知ることとはとても重要なことではないかと思っております。そういうロードマップなどをつくる中で、個々と三番瀬としての何かつながりみたいなものを示していただければいいのかなということも思いました。

以上です。

大西会長 この問題についても討議しなければいけないのですが、実は最後に二つ、市川市からの報告と県のほうから再生会議についての提案というか話が「その他」になっていますが、かなり重要な話題でありますので、それに移ります。

今の三つのワーキンググループについては、前回6月30日の会議で報告していただいて、取りまとめ役の清野委員については今日報告していただいたということになりますが、それでワーキンググループとしては一区切りと申し上げました。ただ、その後も、ワーキンググループの取りまとめの3人の方を中心に、ここでの議論を踏まえてフォローアップをしていただいていますので、そういう格好でフォローアップしていただいて、次回が今年度の区切りですので、報告を改めてしていただく。特にラムサールについては、次回、かなり重要なことを方向づけを決めなければいけないということになります。可動堰については、何か大きなことを決めるというふうにはいかないかもしれませんが、調査をしていただくということも提案されましたので、そうしたことを踏まえて、どういうふうはこの問題を継続的に取り組んでいくのかということについて、清野委員にできれば取りまとめをしていただきたいと思います。ランドデザインについては、ぜひランドデザインをまとめていきたいということになっていきますので、今日の意見も踏まえて吉田副会長にまとめをしていただきたいと思います。

### 3. その他

大西会長 報告事項がありますが、それは最後にやるとして、市川市からの報告と事務局からの報告についてお願いします。

三番瀬再生推進室長 ただいま市川市からの報告資料を配りますので、お待ちいただきたいと思います。

( 資 料 配 付 )

市川市 それでは報告させていただきます。

市川市は、地元の住民あるいは漁業者・行政が、今までずっと干潟の再生あるいは漁場の改善ということを訴えてきたわけですが、たまたま今回、市川航路が平成22年、23年度で本格的な浚渫が行われます。2カ年で26万<sup>m</sup>の土砂が出る。この機会にぜひそれを活用して干潟の再生及び覆砂を行っていただきたいと思いますという要望書を、7月9日に出させていただきました。そのことを報告いたします。

それにあたっては、漁業者からも覆砂の要望を市のほうにもいただいております、それらを含めて2点要望させていただきました。

以上でございます。

大西会長 今、資料が配られていると思います。後ろのほうに付いている漁協からの要望は、覆砂を行い底質改善や干潟化を図るように働きかけていただきたい。市川市から千葉県知事への要望書は2点、市民が親しめる海辺とするための干潟の再生と、漁場環境を改

善するため。ちょっと内容が違う点もありますが。

これは、もし皆さんから質問、意見があれば、三番瀬の再生にとってかなり重要な点でもありますから、お伺いしたいと思います。

倉阪委員 実現化検討委員会のほうでようやく今年度、砂移動試験と称していますが、砂を置いて、砂がどういうふうに移動するかのみならず、どういう環境が改善するのかということを行っております。この再生会議は順応的管理という旗印で進めておりますので、ぜひともその結果を見ながら意思決定をしていただくということをお願いしたいと思います。

大西会長 市川市からの要望書でいきますと、1番目のテーマは、塩浜2丁目護岸の改修を進めている、公園予定地前の護岸については親水性に配慮した構造にする予定と聞いている、そこで、親水護岸前面に市川航路の浚渫土砂を活用して干潟化を図り、市民が親しめる海辺としていただきたいと。場所が特定されているものです。

2番目については、これは場所は特定されていなくて、漁場の再生ということに関連して、三番瀬に一番近い市川航路の浚渫土砂を有効活用して覆砂を行うという趣旨ですね。

1番目と2番目でテーマが違いますので、そこを踏まえてご指摘あるいはご意見があれば。

後藤委員 1番目は、今の市川の公園予定地のところを、護岸検討委員会でも、駅からのアクセスもいいし、できるだけ親しめるものにしていけばいいということで、今、県としてどこまでぎりぎりできるかということを検討していますが、「そこで、親水護岸前面」ということは、人がアクセスしやすいとか生物がつくということであれば、ここ限定ですよね。いいですよ、そういうことで。それは護岸検討委員会でも含めて議論すればいいんです。ただ、出るのが26万 $\text{m}^3$ と書いてありますので、これを全部使うとかそういうことではなくて、一部を使うということだと思いますので、そこだけ確認させてください。覆砂についても同じです。

市川市 規模を無理に小さくしようとは思っていないのです。できるだけ広く取っていただきたいという姿勢です、市の姿勢は。

場所はこのとおりです。

覆砂のほうは、漁場再生検討委員会でそれは随分議論してしまして、現在の市川側にある人工干潟、その先を続けて覆砂をすることによって流れもよくできるのではないかと、そういう意味でございます。これも規模はできるだけ大きくとっております。

大野委員 ラムサールに合わせて、意地悪するわけではないですが、隣の組合で利害関係者です。ですから工事については、どのような工程でどのように砂を運んだりやっていくのか、まさにいい影響と悪い影響があるのでしょうかから、そういうことをうちの組合のほうに明らかにしていただく必要があると思います。

清野委員 この要望の内容だと、港湾浚渫予算で県の予算で浚渫してそれを運んで、市川市の前に優先的に土砂をお使いになるという想定でおられると思うのですね。

ご存知かと思うのですが、市川航路の浚渫土砂は深掘れを埋めるということにも使ってきたと思いますので、三番瀬全体でどこのエリアを優先的に環境再生していくのかという土砂管理の計画を、関係する市、そういう意味では船橋とか沿岸の市も含めて、一度、県の港湾課と市の関係者、そして水産も含めて、見直していただいたらいいのではない

かと思えます。こういう個別の意見とか要望が出てきたときに、今までのやり方と変えていかなければならないので、そのときのある程度のルール化というのも考えて、配分なり方法なり、かつ費用負担をとということになるかと思えます。

費用負担に関しては、どういうお金でやるのですかということも含めたときに、市のほうで多分この塩浜2丁目の背後地の整理に関してはご協力なりご配慮をいただく方向と伺っていますので、それもあわせて、背後地のことがわからないと全面的な景観とか陸と海の連続性も含めてどうしても計画を立てにくいところがありますので、海岸の設計上もそうなので、そこをぜひ、かなり技術的にかつ実務的に詰めていただいて、それを次回の再生会議でご報告ください。

工藤委員 この問題については、漁場検討委員会のほうも関与しているわけです。漁場検討委員会では、今年度の事業としては、実際の工事的な作業ではなくて、こういう想定のもとに、作濤とか砂盛りをした場合、流れにどのような影響が出てくるのかというシミュレーションを今考えているのです。このシミュレーションの結果を応用できれば使ってもいいということになりますが、シミュレーションの結果が出るのは年度末になってしまうのです。ですから、そういうものをちゃんと待って、合理的に進めていただければと存じます。

それからもう一つ、急に出てきたので皆さんよくおわかりになるかどうかわかりませんが、26万 $m^3$ というのは、幅100mにして1m積み上げたら、わずか260mしかないのです。たったそれだけの泥というのは、海の中ではあってなきがごときぐらいの量なのです。それをどういうふうにするか。よほど有効な使い方をしないと意味が出てまいりませんので、その辺もよくわきまえていただきたいと存じます。

後藤委員 今、26万 $m^3$ という話が出たのですが、いずれにせよ三番瀬全体に影響を及ぼす。それから底質とか粒径とかありますので、これはぜひ、護岸検討委員会のほうでも100mについては検討を進めますので、そこにどのぐらいの量が要するのかとか、それから、さっき言った漁場再生のほうでいろいろなことをやってみてどのぐらい入れて実験していくのかということは、全体に影響があるような規模でやるわけにはいきませんので、当然これは評価委員会にかけていくような事項だと思います。ただ、どこにどういうふうにするのか、このレベルだったら影響があるのかないのかというのは、もうちょっとそれぞれの事業が進んでいく中で方向がはっきりした段階で評価委員会のほうできちんと検討していただくことが筋ではないかと思えます。

三橋委員 字句の問題なんだけれども、浚渫と開削というのは違うのですか。さっき県の方と話をしたのですが、浚渫だけじゃなくて、市川航路をもっと幅を広くするとか、そういう工事が予定されていると聞いたのですが、そうですか。

大西会長 今の点はどうですか。

港湾課 今の質問で、航路の幅を広げるような計画はあるかということに関しましては、計画はございません。

市川市 それは、事実とは違うんじゃないかと思えます。計画はあるのです。深さ7.5m、幅250mという計画はございます。ただ、今回はそのうちの幅200m、深さ6.5mで浚渫すると。当面この規模だというふう聞いています。今まではこういう大きな浚渫はなかったものですから、今回この機会にぜひやっていただきたい。ただ、将来的にはまだ計

画としてはもっと広い深い計画が残っていると理解していますので、そこは間違えないようにお願いしたいと思います。

大西会長　そこは整理して、次回にまたお聞かせいただきたいと思います。これについては、県の重要な三番瀬に関わる事業に対して再生会議が意見を申し上げるという範疇に入ると思います。

これまでの議論の中で、覆砂については、円卓会議の時期だったかもしれませんが、覆砂する土砂に外来種が入っている恐れがあるということで、その点についての議論が1回あったと思います。しかし、今回の場合については、三番瀬の中の砂を覆砂に使うということであるので、そのときも覆砂そのものについては漁業の振興のために必要な事業だという認識であったし、今もあると思います。したがって、その覆砂について特に異論はないと思いますが、ただ、この中に「干潟化を図っていく」というのがあって、覆砂の中に干潟化まで入るのかどうか。これは場所によって、非常に浅ければ覆砂をするということが干潟化につながるかもしれませんが、覆砂と干潟化は少し違う概念ではないかと思います。このあたりについて、県のほうでも少し整理をしていただきたいと思います。

それから、1番目のほうについては、自然再生の中で干潟再生ということも文言として入っていますので、今後必要になってくる事業と思いますが、現在、この場所について、22年から23年度に出てくる浚渫土砂を活用するということになっていきますので、この場所でそういう事業が間に合うのかどうかということにはちょっと私の感じでは疑問もあるので、県のほうで具体的な要望に23年までに応えられるのかどうかを整理して、これは次回に報告していただくということですよ。そういうことで、ぜひ次回に少し県の見解を聞かせていただきたいと思います。

それでは、次のテーマについて、県のほうから説明をお願いします。

三番瀬再生推進室長　県のほうから2点説明させていただきます。

1点目ですが、新しい事業計画の策定についてです。

現在の事業計画については、5年間の計画期間が一応今年度で終了するというので、本日、事業計画の評価（案）について意見をいただいたところです。新しい事業計画については、今日お示しした評価（案）や、また、いただいた意見をもとに、参考にしながら策定作業を進めまして、素案ができた段階で委員の皆さんに送付して、次回の再生会議で意見をいただきたいと考えております。

もう一つは、2点目ですが、再生会議についてです。

再生会議につきましては、6年間にわたり基本計画や事業計画の策定並びに再生事業の実施にあたっての提言、あるいはまた、今日もまたご議論いただきましたが、ランドデザインの取りまとめなど三番瀬の再生の方向性を示してきていただいております。これまでその使命を十分に果たしてこられたところです。そして、三番瀬の再生につきましては、本年度で5年間の事業計画が終了するというので、一つの節目を迎えて新たなステージに入ろうとしております。また、一方、これは県の事情によりますが、本年策定した県の行政改革計画では、行政のスリム化、事務負担の軽減、会議開催コストの抑制といった観点から、既存の審議会等のあり方を抜本的に見直すこととしております。こうした状況の中で、9月の県議会で三番瀬再生の進め方について質問がありまし

た。県では、この質問に対して、埋立中止から既に9年が経過しようとしていることから、今後は行政が基本計画等に基づいて再生事業を着実に進めていく必要がある、また再生会議や関連する委員会についても見直しを検討している旨答弁したところでございます。

ご承知のとおり、再生会議の委員の任期は今年の12月26日で満了することになっておりまして、次回の再生会議が最後の会議という形になります。

新たな推進体制につきましては、よりよい形になるよう現在検討しているところでございますので、次回の再生会議でその段階での内容を説明したいと考えております。

以上2点について説明させていただきました。

大西会長　今の二つの点、資料はありませんが、もしご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

三橋委員　何か、日本語の難しさなんでしょうけど、12月27日の任期満了をもって再生会議をやめると、そう聞こえたのですが。もうちょっとストレートに言わないと、過去10年近くやってきた委員の皆さんに失礼じゃないかな。今考えています、次回の12月でしたっけ、そこでということになると、もう日がないわけだよね。来年やらないでいいんだったら、次の会議だって出る必要ないもの。でしょう。もうちょっと真面目に考えてほしいね。やめるなら「やめる」とはっきりおっしゃいよ。

後藤委員　新事業計画についてですが、これは県が決めていきます、素案をつくり出すということでしたが、少なくともランドデザインについても各ワーキングでやっているの、これはそうした趣旨を入れられない限り新しい事業計画になりませんので、その辺をどういうふうに対応するのかよくわかりませんが、僕としては、やはり3月まできちっと評価をして、では次のステップ、基本計画、事業計画の見直しですから、ランドデザインなり議論してきたことを入れながらつくっていくというプロセスにならない限り、素案をつくったからこれでいいですかと1回だけ会議をやって意見だけ言って終わりにするのは、ちょっと納得がいきません。

倉阪委員　次の事業計画はできると。それはつくるということですね。そこは確認を。5年間についてPDCAを回して、次の事業計画をちゃんとつくるということは確認をしたい。

その際に、やはり継続性というのは必要だと思います。使命を十分に果たしてきたと評価を受けましたけれども、実際に今回いただいた事業評価を見ても、達成できていない項目がたくさんあるわけです。そこは再生会議の責めなのか県の責めなのかという話がありますが、こういった形で公開をして議論をするということが一つの事業を進める原動力になってきたのではないかと強く申し上げたい。したがって、スリム化ということであれば、例えば県の審議会の中にこの三番瀬の再生のための部会か何かをつくって、その中に、継続する意味から考えて、これまでずっと関わってきた委員を最大限活用し、スリム化であります、でも中身は継続しますと、そのくらいの知恵を働かせて次の案を考えていただきたい。そのようにお願いします。

清野委員　三番瀬再生は、水とか沿岸とか多部局にわたる総合政策ということで、県の中でも、多分、組織をどういうふうに動かしていくかという一つのチャレンジだったと思います。それに対して今日いろいろな厳しい意見が出たと思うのですが、それに対して私は、千葉県が行政だけで抱えたときに、もうそういうコントロールはきかなくなって、それぞ



れの部局がその中でベストを尽くすということになると思いますが、全体を見る仕組みをよほどつくりないと、また元に戻ってしまうと思います。ですから、それは本当に一つのチャレンジだったと思いますが、何がうまくいって、あるいは県の中で動かなかったときにどうだったのかということを経験したほうがいいと思います。そうじゃないと、この三番瀬だけじゃなくて、ほかの海域についても同じような力がつきません。円卓会議の時期に本気でやった総合政策というのは、そこから育った方がほかの地域のほかの問題をやったときも、すごい総合力はあるんですよ。でも、適当にやっていた時期というのは、正直そういう力はつきませんでした。ですから、ちょっと厳しい言い方で申しわけないですが、頑張った分だけほかにも県の中でいい影響もあったし、手を抜いてしまうとそういう総合政策は二度とできなくなるので、そういうつもりで次の施策を考えてください。要望です。

後藤委員　ぜひお願いしたいのは、三番瀬の円卓会議以来、公開と住民参加ということを徹底してきましたので、どんな形があるにせよ、それは引き継いでやっていただきたい。コストの問題であれば、僕ら委員は別にお金が欲しくてやっているわけじゃありませんから、ゼロにしてもそれは続けていきたいというのが僕らの意向ですので、県の皆さんも、どうしたらスリム化できるか、委員はゼロでもいい、そういう判断のもとでやめるかやめないか、その体制を続けていくのかどうか、そういうことも含めてコスト削減も。僕の意見としては、我々がただ働きしてもいいよと思ったぐらいですから、それぐらい厳しく僕らは続けてほしいという哲学を持っているということが僕らの考えであるということをお伝えしておきます。

三橋委員　後藤さんのと関連するのだけれども、住民参加、情報公開をやめるということね。ご返事ください、理事。

大西会長　質問が、事業計画は継続されるのかということと、今のご質問ですので、お答えいただきたいと思います。

赤塚総合企画部理事　事業計画ですが、先ほどの説明で第1点目でも申し上げましたが、素案ができたからお示しすると申し上げたということは、「つくる」ということで計画しております。

情報公開云々、住民参加という経過が今までなされたということをも十分踏まえまして、いずれにしても新しい推進体制は三番瀬にとっていいものである、行政もしっかり仕事をしていくという思いで今考えておりますから、それは次回の12月22日、これは皆さんにご出席いただけますので、考え方をご説明する。この場で説明するというのが筋かと思っておりますので、そういう時間をとっていただく予定をしております。内容の細かいことは今詰めている最中ですので、皆様の意見は、今までの経過を踏まえた意見として、今日は今日で賜っておくということをお願いしたいと思います。

以上です。

細川委員　今日は遅れてきたのでなかなか議論にキャッチアップできなかったのですが、今のご説明は、県が行政の仕分けみたいなものの中で、こういった住民参加型の組織についてもコストパフォーマンスがあるのかどうかということから厳しくチェックされていますと、そういう状況のご報告と私は理解しています。それで、逆に、住民公開しているいろいろな方の意見を聞きながら進めることがコストパフォーマンス的にいいのだという

説明を、できたらしていただきたい。

今日も、市川市からのこれこれの要望が出たときに、それだったらこれとこれとこういうのを調べたらいいよというのがすぐ出てきましたね。これは行政にとってすごく時間の節約だし、一々いろんな先生に聞きに行ってしまうようなことに比べてずっと早いですね。意思決定も、そんな手戻りなくできるという仕組みにもなっていますし、いろいろ知恵を持った先生方、委員の方もいっぱいいる中でどうしたらいいかという議論ができてきているのが、大きな目で見ると、会議費とか何とかというふうにして計上されている部分があるけれど、これがもしなかりせば、もっといろいろなコストがかかる。それが節約されていますよという部分についてもご説明されたいかがでしょうか。

竹川委員 知事答弁の中に、「スピード感を持ってやる」と。どういうふうにな何をスピード感を持ってやるのか。今までこれだけの時間をかけてできなかった大きな責任というのは、県の指導性というのですか、理念がなかったということではないかと思えます。したがって、おそらく概算要求も出ているでしょうから、来年の三番瀬再生についての予算ですね。それからスピード感を持ってやろうというこれも、基本方針をそのまま変えなければ結構なことですよ。それなりのいろいろな選択があると思いますが、その辺十分に詳細にご報告願いたいと思えます。

大西会長 今日時間も来ています。いずれにしても、次回が我々この期の再生委員の任期の最後の会。年末が任期ですから。

我々は、実施計画、事業計画に対してものを言うというか審議するというと同時に、重要事項について審議するという事になっています。今後の組織のあり方は三番瀬の再生にとってかなり大きな事項でありますので、今回は最後の会議なので、その場に資料が出されて議論をしろと言われてもなかなか考えがまとまらないと思えますので、少し早目にまとめていただいて、文書を見てわかる格好で次回の議題についてはお出しいただきたいと思えます。

それから、ワーキンググループの議題以降、会場の方に意見を聞く時間がなかったので、もしご意見がある方については、ワーキンググループの議題三つ、及び今の最後の市川と、特に組織の問題にご意見がある方は、メールで事務局または私のほうに寄せてください。それについては整理して次回報告すると同時に、ワーキンググループの取りまとめの方々にはこれから少し次回の会議に向けて整理していただきますので、その際に参考にしていただくように伝達したいと思えますので、大変申しわけありませんでしたがそういうふうにしてさせていただきます。

#### 4. 報告事項

(1) 平成22年度三番瀬再生支援事業補助金について

(2) 下水高度処理水の河川還元について

大西会長 では、残り、県から報告事項を。これは議論する時間はありませんが、続けてお願いいたします。

三番瀬再生推進室 平成22年度三番瀬再生支援事業補助金について報告します。

資料7をご覧ください。

本年度は、5団体から総額245万円の交付要望がありました。平成22年7月14日に県庁において事業内容についての団体によるプレゼンテーション及び選考会議を開催しました。その結果、5団体に対し総額200万円の交付内示を行い、その後、交付申請書の提出期限後に1件の辞退があったため、4団体に183万5,000円の交付決定を行いました。なお、詳細については資料のとおりでございます。

以上です。

河川環境課 お手元の資料8により、次世代下水道支援事業により実施されている下水道高度処理水の河川還元について説明いたします。

今ご覧いただいている資料は、海老川流域水循環再生推進協議会の際に配付された資料をもとに、最新の水質調査結果を追加して書き加えたものです。

まず、資料1ページ目の左側ですが、薄い緑色で示されているのが海老川の流域を表わしています。この図の中の左上から右下にかけて屈折しながら横切っているオレンジ色の実線が、下水道の幹線を表わしております。印旛沼・江戸川左岸連絡幹線と呼ばれる流域下水道の幹線で、内径2mの幹線の中に70cmの内径の高度処理水の送水管が布設されておりまして、この送水管から河川に高度処理水を還元しているという状況です。青い実線で示しているのが海老川とその支流を表わし、その中で数ヵ所横切っているピンク色で着色している部分が高度処理水を流そうとしているところです。破線が計画している区間で、実線で示している左側の長津川、右側の飯山満川の2ヵ所において、平成19年の秋より導水を実施しております。

導水の実施量につきましては、資料の右側でございますが、飯山満川のほうで概ね3,000トン台、長津川のほうで2,000トン台で、学校の25mプールに換算すると十数杯程度に該当するという状況です。

では、こういった導水によりどういう効果が出ているのかというのを、次のページに示しております。

まず、右側のグラフをご覧ください。

こちらのグラフの中央に「上流側河川水」とありますが、これが放流する直上流におけるDO（溶存酸素量）を示しております。DO（水中の酸素）は有機物などの汚れを分解する役割があり、この値が多いほど浄化されている水と考えられます。放流する前においてはDOの値は1当たり4mgをわずかに超える程度となりますが、放流水のDOは、左隣にあるとおり、7mg/を超えております。必然的に、右側のバーで示しているとおり、放流した直下流においては7mg/を超えているように改善されております。このあたりが、前回6月30日の再生会議において本木委員から説明があった内容と同等の傾向を示しているということになります。

では、こういった溶存酸素の多い還元水を混ぜることで河川に対してどのような影響があったかというのが、この資料の左側に載っています。六つのグラフがございますが、一番上のグラフが長津川と飯山満川における流量の変化です。黄色く示しているのが放流の前日、薄い水色で示しているのは放流の当日で、長津川においては流量が非常に多く増えているということが見て取れます。また、飯山満川につきましても、もともとある程度の流量がありますので、長津川ほどではないにせよ、流量が増えているということが見て取れるかと思えます。

続きまして中段がBOD（生物的酸素要求量）ですが、長津川では、放流前の黄色に比べ放流当日の水色は非常によく削減されているというのが見て取れます。飯山満川においても、長津川ほどではないにしても同様の傾向が見て取れます。

一番下の段がDO（溶存酸素量）ですが、こちらにおいても、長津川、飯山満川、いずれも改善されている傾向が見て取れるかと思えます。

以上申し上げましたとおり、下水道高度処理水を導水することにより、一時的に発生する直接の効果として、河川水の汚濁物質の濃度の低下や、あるいは溶存酸素量の増加が確認されたということになります。

なお、この事業の効果としては、こういったBODあるいはDOという数値が「上がった」「下がった」という一義的な問題ではなく、先ほど本木委員からも話がありましたとおり、流域の都市化の影響によって減少した海老川の平常時の流量を確保し水質を安定させることで、さまざまな生物にとっても生息環境が改善され、ひいては流域における水循環の健全化がなされるということが最大の効果ということになりますが、こういった水質調査とあわせ生物に対しての生息調査も実施しておりますが、19年の秋から始めたということもありまして、導水を行ったことによる具体的な効果はまだ確認されるには至っていない状況です。

今後も千葉県としては、下水道の高度処理水の導水による変化や影響といったことについて、モニタリング調査を継続し、その効果を検証する予定であります。

簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

大西会長　　今、二つ報告がありました。これで以上ですね。

もしこれについて質問がある方は、事務局のほうに問い合わせてください。

次回は、この場所で、12月22日（水曜日）に予定されています。

いつも5時半から始めていますが、もし差し支えなければ5時から始める。時期も時期だし、この期はいずれ最後ですから、私のほうで誰かに幹事を頼んで忘年会をやるという企画を立てたいと思いますので、時間の許す方は参加していただきたいと思います。

では、5時から。5時で大丈夫ですね。

三番瀬再生推進室長　　大丈夫です。

大西会長　　では、5時開始ということでよろしく申し上げます。

## 5 . 閉 会

大西会長　　それでは、今日のご苦労さまでした。ありがとうございました。

三番瀬再生推進室　　皆様、長い時間ありがとうございました。本日の会議はこれで終了とさせていただきます。

以上